

令和2年度  
埼玉県の血液事業



令和2年度献血推進ポスターコンクール 埼玉県知事賞最優秀賞受賞作品

令和3年10月

彩の国  埼玉県

## はじめに

埼玉県血液事業は、昭和39年に献血制度が発足して以来、県民の皆様の深い御理解と積極的な御協力に支えられ、これまで順調に進展してまいりました。

令和2年度は、240,447人の方々に献血の御協力をいただき、献血者は、前年度に比べ10,643人増加しました。また、関東甲信越ブロック血液センター管内1都9県で調整することにより、医療機関には、血液製剤を安定的に供給することができました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大への影響により、一時的に献血協力者が減少したほか、企業や学校へ出向いて採血を行う移動採血が多く中止となる事態となったため、血液の安定確保に苦慮しました。

このため、県では緊急事態宣言発令後、市町村及び関係団体に献血会場の確保や献血への協力について依頼するとともに、ホームページやSNSなどを活用して情報発信を行ってまいりました。

また、埼玉県赤十字血液センターと連携し「初回献血+ラブラッド登録キャンペーン」等を実施することで計画的に献血を実施いただける献血者の確保に努めています。

近年、献血者数は減少傾向にあり、特に10代から30代の若年層の献血者の減少が顕著です。

一方で高齢化も進んでおり、今後は医療・介護の需要が大幅に増加することが見込まれ、それに伴って血液製剤の需要も増加することが予測されています。

今後の血液事業は、若い年代の皆様の継続的な御協力をいただかなければ成り立ちません。

そこで、県では献血可能年齢となる前から血液の正しい知識を啓蒙するため、中学生を対象とした「献血推進ポスターコンクール」や小・中・高等学校等を対象とした「血液に関する出前講座」を開催するなど、若い年代の方々に対し様々な啓発事業を積極的に展開しています。

今後も若年層献血の推進を重点により効果的な広報啓発活動を行うとともに血液製剤の適正使用などを推進し血液事業を進めてまいります。

血液事業の最終目標は、献血によりすべての血液製剤を国内自給し、安心・安全な血液製剤を安定的に医療機関に供給することにあります。

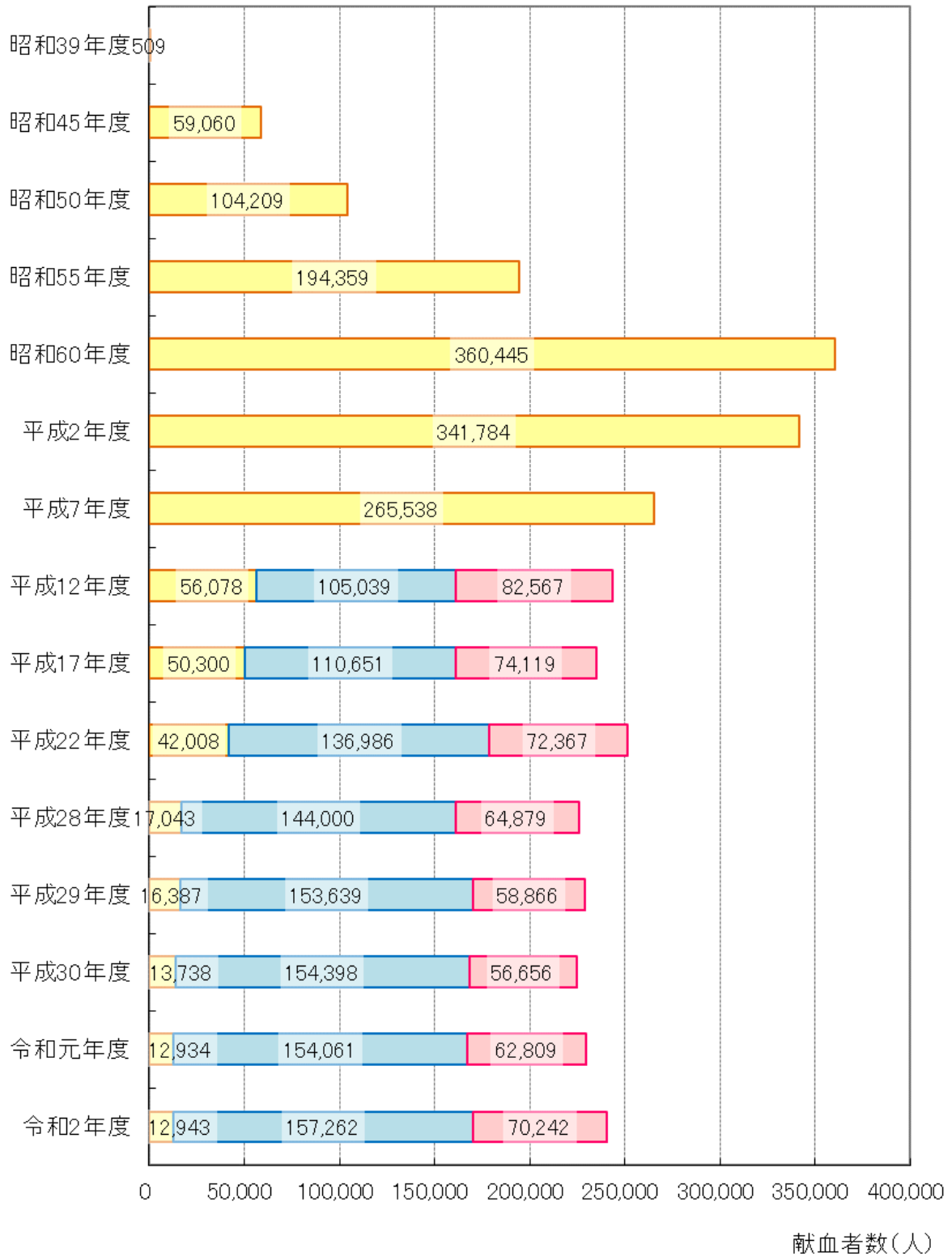
関係各位におかれましては、血液事業の重要性を御理解いただき、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年10月

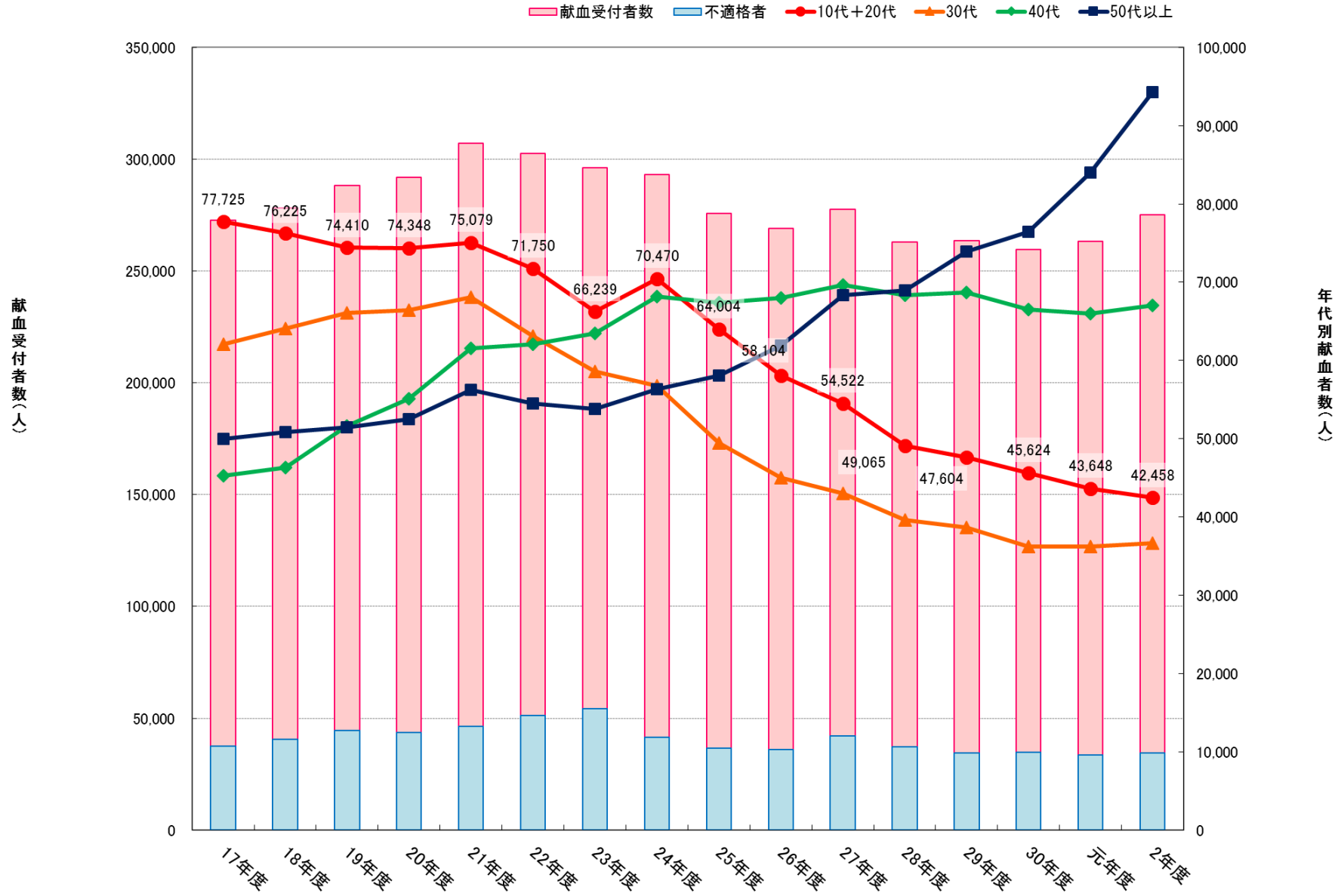
埼玉県保健医療部薬務課長  
芦村 達哉

# 年度別献血者数

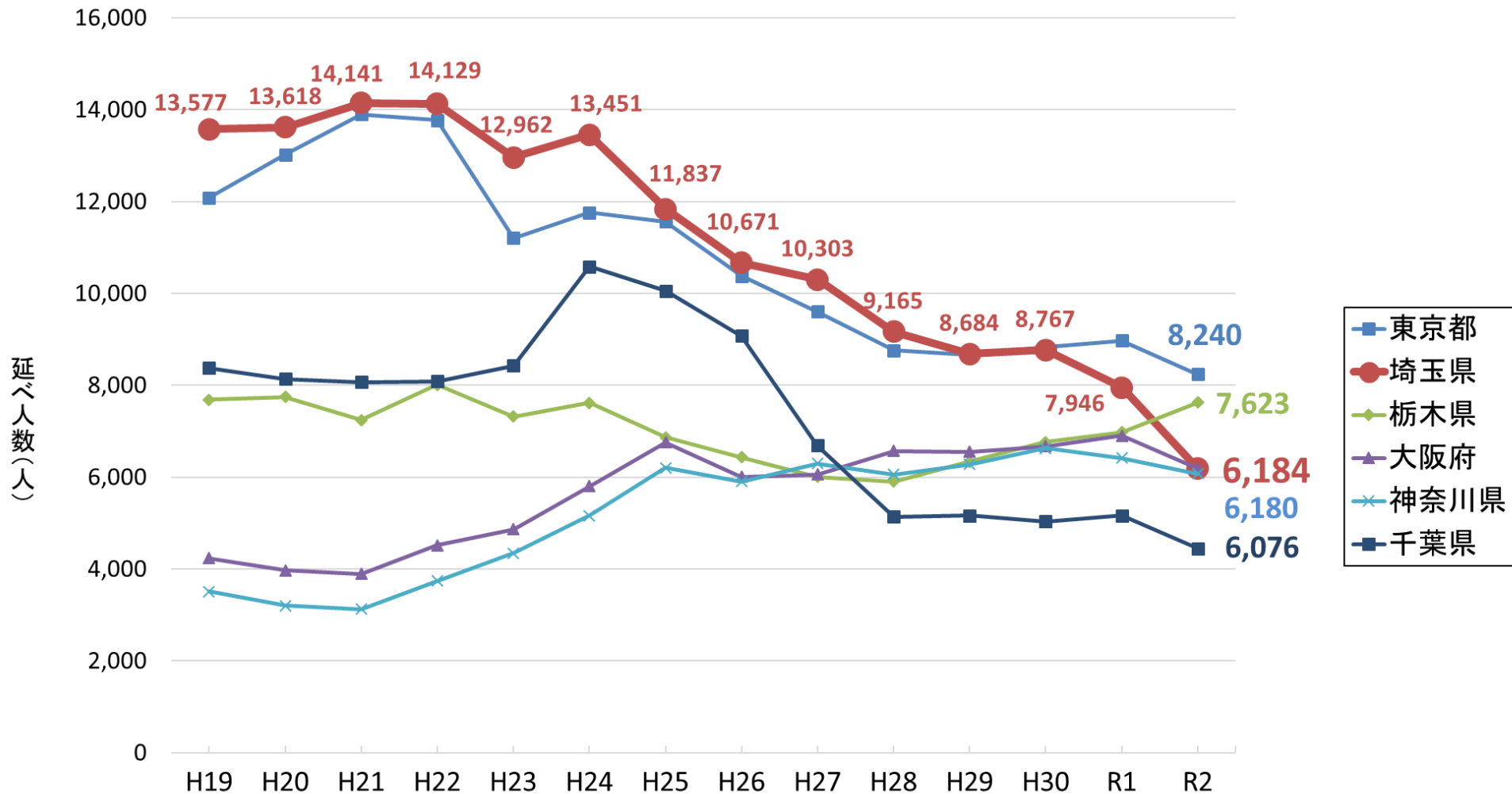
200mL 400mL 成分



# 埼玉県の献血者数の推移(年代別)



# 埼玉県の高中生献血者数の推移



# 目次

1	血液事業のあゆみ	1
2	令和2年度血液事業の概要	6
(1)	献血計画	6
(2)	献血推進事業	6
ア	献血の普及啓発活動	6
イ	若年層献血の推進	7
ウ	献血受入体制の充実と安定供給の確保	11
エ	献血組織の充実及びその他重要事項の実施状況	12
3	献血の状況	13
(1)	献血者数等の推移	13
(2)	埼玉県と全国の献血者数の推移	14
(3)	都道府県別献血区分ごとの献血申込者数	15
(4)	都道府県別献血区分ごとの献血者数	16
(5)	都道府県別献血区分ごとの献血量(推計値)	17
(6)	月別の献血者数の推移	18
(7)	年代別の献血者数の推移	19
(8)	受入施設別の献血者数の推移	20
ア	構成比率	20
イ	受入施設別献血者数	20
ウ	献血ルーム別献血者数の推移	21
(9)	献血できなかった方々の状況	22
	献血できなかった方々の人数の推移	22
(10)	高校生の献血状況	23
ア	高校生献血者数の推移(県内の献血ルームと移動採血車による献血者数の合計)	23
イ	高校内献血実施状況	23
(11)	市町村別献血者数	24
4	血液製剤の製造及び供給状況	27
(1)	血液製剤の製造状況	27
ア	献血血液の検査	27
イ	血液検査不合格数の推移	27
(2)	埼玉県内の献血された血液の動向	28
(3)	血液製剤の供給状況	29
ア	血液製剤種類別供給数	29
イ	血液成分製剤供給数の推移	30
○資料		31
	献血の種類と血液製剤	31
	献血基準と献血の間隔	33
	検査成績のお知らせ	34

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 .....	35
令和3年度埼玉県献血推進計画 .....	43
令和3年度市町村献血受付者目標人数 .....	48
埼玉県献血推進対策要綱 .....	51
埼玉県献血推進協議会要綱 .....	53
県内の献血ルーム .....	55
県内献血ルームの地図 .....	56

## 巻頭特集

年度別献血者数

埼玉県の年代別献血者数の推移

埼玉県の高校生献血者数の推移

# 1 血液事業のあゆみ

我が国の血液事業は、戦後間もなく、民間、日本赤十字社及び公立の血液銀行により始められました。しかし、その大部分は売血に依存したものであったため、輸血用血液の品質低下や輸血後肝炎の発症などの弊害が増加し、大きな社会問題となりました。

昭和39年に「献血の推進について」の閣議決定がなされ、国、地方公共団体及び日本赤十字社の三者が一体となって献血の推進に努めることになりました。

## 献血の推進について

昭和39年8月21日  
閣議決定

政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。

以降の血液事業に関する主な動きは、次のとおりです。

年月	国の動き	埼玉県内の動き
昭和31年6月	採血及び供血あっせん業取締法を公布・施行。(25日)	
昭和39年8月	「献血の推進について」が閣議決定(21日)	
昭和39年12月		埼玉県献血推進協議会を設置(1日)
昭和40年2月		埼玉県赤十字血液センターを旧大宮市に設置。
昭和44年	民間商業血液銀行が売血による <b>輸血用保存血液の製造を中止</b> 。	
昭和49年	民間商業血液銀行が <b>預金制度を廃止し、輸血用血液(全血製剤及び血液成分製剤)の献血による自給を達成</b> 。	
昭和51年11月		埼玉県赤十字血液センターを伊奈町に移転。
昭和57年	<b>献血手帳の「供給記録欄」を削除</b> 。これにより、献血手帳の有無にかかわらず、誰でも安心して輸血が受けられるという真の献血制度が図られることに。	
昭和58年7月		熊谷赤十字血液センターを熊谷市に設置。
昭和59年3月		大宮駅西口献血ルームを開設。
昭和60年	成分輸血療法の普及に伴い、 <b>血漿製剤や血漿分画製剤の需要が大幅に増加</b> 。 特にアルブミン製剤の使用量が増加し、 <b>90%以上を海外に依存していたため、国際的な批判を受け社会問題に</b> 。 問題に対処するため、「血液事業検討委員会」が、血液事業をめぐる対策についての報告書を取りまとめた。	



昭和61年	国は提言を踏まえ、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制をめざすとともに、血液製剤の安全性の向上を図るため、 <b>成分献血及び400mL献血を導入。</b>	
昭和61年4月		埼玉県献血推進対策要綱を施行。
昭和61年5月		所沢西武献血ルームを開設。
昭和62年7月		第23回献血運動推進全国大会を埼玉県（浦和市文化センター）で開催。
昭和63年4月		越谷サンシティ献血ルームを開設。
平成元年	新血液事業推進検討委員会が、すべての血液製剤を原則として、国内献血で自給することなどを基本方針とする第一次報告書を取りまとめた。	
平成2年	新血液事業推進検討委員会が、新しい採血基準や今後の血液事業の方向性を示した第二次報告書を取りまとめた。	
平成3年	血液比重、血圧などの採血基準を緩和し、献血者の対象を拡大。	
平成4年5月		大宮駅東口献血ルームと川越献血ルームを開設。
平成5年10月		埼玉県の中核センターとして新しい埼玉県赤十字血液センターを日高市に設置。 旧・埼玉県赤十字血液センターは埼玉県伊奈赤十字血液センターに、熊谷赤十字血液センターは、埼玉県熊谷赤十字血液センターに名称変更。
平成6年	<b>血液凝固因子製剤について、特殊な製剤を除いて国内自給を達成。</b>	
平成7年	血液問題検討会で「輸血用血液製剤の安全性に関する報告書」が取りまとめた。 輸血用血液製剤の安全性のさらなる確保のための対策が推進されることに。 問診票を全国統一のものとし、問診内容を強化。	
平成8年10月		鴻巣献血ルームを埼玉県運転免許センター内に開設。
平成9年	厚生省に設置した「血液行政の在り方に関する懇談会」が、血液事業の推進策等について報告書を取りまとめた。	
平成11年	採血基準を一部改正、 <b>献血可能年齢を69歳までに引き上げた。</b>	
平成12年	中央薬事審議会・制度改正特別部会が、安全な血液製剤の供給を図るため「血液事業法案（仮称）」の骨格を検討し、報告書を取りまとめた。	
平成12年4月		川越献血ルームを移転し、川越献血ルームポケットを開設。
平成12年8月		熊谷駅献血ルームを開設。

平成13年4月		所沢西武献血ルームを移転し、所沢献血ルームを開設。
平成13年7月		大宮駅西口、東口献血ルームを統合し、大宮駅献血ルームを開設。
平成14年7月	<b>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</b> を公布。 (31日)	
平成15年7月	<b>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</b> を施行。 (31日)	
平成16年7月	薬事・食品衛生審議会血液事業部会が「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の報告書を取りまとめた。	
平成17年	国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) が発生。	
平成17年4月	全国的な献血者の減少を防ぐため、 <b>国が献血推進本部を設置</b> 。	
平成17年6月	昭和55年から平成8年の間に1日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせ。	
平成18年4月		組織変更のため、埼玉県伊奈赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所に、埼玉県熊谷赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所に名称変更。
平成18年5月		川口駅献血ルームを開設。
平成18年10月	携帯メールクラブの全国化。 献血受付時の本人確認の厳格化のため、 <b>献血カードを導入</b> 。 採血によって献血者等の健康が害された場合の措置を開始。	
平成19年7月		大宮駅献血ルームを移転。
平成20年	<b>血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的方針を改正</b> し、今後5年間の血液事業の方向性を示した。	
平成20年9月		越谷サンシティ献血ルームを移転し、 <b>越谷レイクタウン献血ルームを開設</b> 。
平成21年3月	糖尿病関連検査 <b>グリコアルブミン検査を開始</b> 。	
平成21年12月		所沢献血ルームを朝日生命所沢ビル5階からプロペ通りに移転し、新装開設。
平成22年1月	昭和55年～平成8年英国滞在歴の献血制限を見直し。 (27日) 「1日以上」(1泊以上) →「通算1か月以上」(31泊以上)	
平成22年9月	薬事・食品衛生審議会のもと、献血推進調査会を設置。	
平成22年10月		大宮駅西口に <b>大宮献血ルームウエストを開設</b> 。

平成22年11月	献血推進調査会で、新たな中期目標「献血推進2014」を策定。	
平成23年	採血基準を一部改正。 ※ 男性に限り400mL献血が可能な年齢の下限を18歳から17歳に引き下げるとともに、男性に限り血小板成分献血が可能な年齢の上限を54歳から69歳に引き上げた。 また、採血基準から血液比重の項目が削除された。	
平成23年3月		東日本大震災で大宮駅献血ルームが被災し、7月まで休業。
平成23年10月		川越献血ルームを木村屋ビル3階から川越モディ4階に移転し、新装開設。
平成24年4月	広域事業運営体制を開始。	本県を含む北関東信越6県で献血された血液の検査と製剤化は、関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所（東松山市、日本赤十字社直轄）で行うこととなった。 埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所を <b>埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所</b> に名称変更。
平成24年8月	献血血液の検査基準を変更。 ※ 「Hbc抗体1.0以上12.0未満かつHBs抗体200mIU/mL未満」の献血者に対する献血制限の実施。	
平成24年10月	シャーガス病に係る安全対策を開始。	
平成25年1月	献血の同意説明書を導入。	
平成25年11月	輸血によるHIV感染事例を受け、「責任ある献血」を呼びかける。	
平成26年4月		鴻巣献血ルームを全面改装。
平成26年5月	献血時の問診システムを電子化。	
平成26年6月		大宮献血ルームウエスト拡張工事のため、7月まで一時休止。
平成26年7月		大宮駅献血ルームを閉鎖。
平成26年8月	個別NAT（ウイルス核酸増幅検査）を導入。	大宮献血ルームウエストをリニューアルオープン。
平成26年12月	献血推進調査会で、平成27年度から平成32年度までの6年間の献血推進に係る中期目標「献血推進2020」を策定。	
平成27年4月		埼玉県の中核センターとして埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所がさいたま市見沼区に移転し、 <b>埼玉県赤十字血液センター</b> に名称変更。 日高市の埼玉県赤十字血液センターは、 <b>埼玉県赤十字血液センター日高事業所</b> に名称変更。
平成27年11月		越谷レイクタウン献血ルームを改装。
平成28年4月	献血血液のALT（肝機能）検査による製品除外基準の変更。 ※ 「61IU/L以上」→「101IU/L以上」	

平成30年10月	Web会員サービス「ラブラッド」の運用開始。	
令和2年8月	<b>E型肝炎ウイルスの個別NATを導入。</b>	
令和2年9月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正。	
令和3年2月	献血推進調査会で、令和3年度から令和7年度までの5年間の献血推進に係る中期目標「献血推進2025」を策定。	

## 2 令和2年度血液事業の概要

### (1) 献血計画

血液の安定的な供給を図るため、市町村ごとの献血者確保目標数を定め、市町村別年間採血計画を作成して計画的な献血者の確保に努めました。

令和2年度献血受付者確保目標数 **280,000** 人

うち、全血献血 **195,000** 人

うち、成分献血 **85,000** 人

### (2) 献血推進事業

#### ア 献血の普及啓発活動

##### (ア) 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7月1日から8月31日まで)

この運動は、医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保する体制を早期に確立するため、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に推進が必要な成分献血及び400mL献血並びに血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的としています。

なお、運動期間は、国においては令和2年7月1日から31日となっていますが、県では献血への理解をより推進するため、8月31日まで延長しています。

また、献血功労団体(者)の表彰等を実施することにより、広く県民に献血の普及を図るとともに献血への理解と協力を求めるため、例年運動期間に合わせて「彩の国さいたま 愛の血液助け合いの集い」を開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止しました。

厚生労働省作成ポスター



##### (イ) クリスマス献血キャンペーン2020@ONLINE(12月18日)

献血者の減少する冬期において献血者を確保するため、例年埼玉西武ライオンズに御協力のもと選手から献血への理解と協力を呼び掛けるイベントを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度はYouTubeを活用したwebイベントを実施しました。

このイベントでは、埼玉西武ライオンズの西川愛也選手及び渡邊勇太郎投手のメッセージ動画、彩の国けんけつ特命大使(にゃんたぼうさん)及び彩の国けんけつ大使(ピーターパン Jr.さん、友寄蓮さん)が行ったwebイベントの様態を配信しました。

また、12月19日及び20日に県内各献血会場で献血に御協力いただいた方に記念品を贈呈しました。

(ウ) シニア<sup>ロクマル ロクヨン</sup>60～64 初回献血キャンペーン (1月1日から3月31日まで)

60歳から64歳までの間に献血を行うと69歳まで献血可能になることなど、献血の正しい知識の普及啓発を図り、中高年層を中心に広く献血に関する理解と協力を求めるため、60歳から64歳の間で初めて献血をする方を対象に実施しました。

期間中、献血に御協力いただいた対象の方に、記念品 (ポータブルエコバッグもしくはカード型ルーペ) を贈呈しました。



左図：記念品

右図：広報ポスター



イ 若年層献血の推進

(ア) 新社会人応援献血キャンペーン (4月1日から6月30日まで)

若年層への献血の普及啓発を図る一環として、新たに社会人となった方を対象にキャンペーン期間中、県内献血ルームや各事業所等で献血を申し込んだ新社会人に記念品 (傘カバー) を贈呈しました。

下図：記念品

右図：広報ポスター



## (イ) 献血推進ポスターコンクール

若年層へ献血の普及啓発を図るため、県内の中学校に通学する生徒から献血推進ポスターを募集し、38校から応募のあった198点の中から選ばれた優秀作品を表彰しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言に伴う学校の休校措置にあわせ、募集期間を延長したこともあり、最優秀作品を使用したカレンダーポスターを作成し、各中学校や市町村へ配布しました。

また、34点の優秀作品は、8月13日から8月24日まで県庁3階渡り廊下で展示しました。



作成したカレンダーポスター

## (ウ) 初回献血+ラブブラッド登録キャンペーン (10月1日から11月30日まで)

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年9月から11月にかけて行っていた「初回献血！お友達&ご家族紹介キャンペーン」に代えて実施しました。

登録すると献血実施の予約が可能になる複数回献血クラブ「ラブブラッド」の登録者数を増やすことで、より献血に参加しやすい体制の拡充を図るため、献血未経験の方が「ラブブラッド」に登録の上、献血を行っていただいた場合に、記念品（バッグインバッグ）を贈呈しました。



広報ポスター

(エ) はたちの献血キャンペーン (1月1日から2月28日まで)

特に献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に、ポスター、彩の国だより及び県薬務課ウェブページなどにより献血への協力を呼びかけました。

キャンペーン期間中は、成人式等で啓発用あぶらとり紙(両面フルカラー)約5万部を配布しました。  
 ※ 薬物乱用防止啓発事業と共同で作成。



左図：表面  
 (献血啓発)

右図：裏面  
 (薬物乱用防止啓発)



(オ) 卒業献血キャンペーン (2月1日から4月30日まで)

県内高等学校の生徒が卒業の時期に献血を体験することで、将来にわたり献血に協力してもらうきっかけとなるよう、卒業(予定)生を対象に実施しました。

期間中、献血に御協力いただいた生徒に記念品(3WAYアイマスク)を贈呈しました。



左図：記念品  
 右図：広報ポスター





## (カ) 高校生献血カード

高校生に対し献血についての理解を深め、献血行動を促すことにより、若年層の献血者数の増加を図る目的で、平成28年度から開始しました。

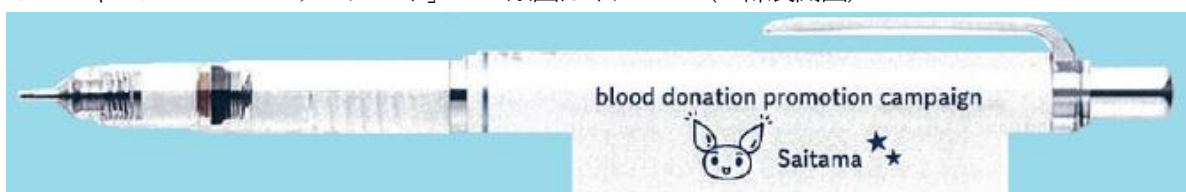
県内の高等学校に通学する高校1年生にカードを配布し、献血カードのスタンプが3個、6個、9個集まった献血者に、シャープペンシル「デルガード」、4ファンクションクロック、モバイルカメラレンズを贈呈しました。

### ▼ 高校生献血カード（表面）

### ▼ 高校生献血カード（裏面）

	200mL献血		400mL献血		成分献血	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	16歳から	17歳から	18歳から	18歳から	18歳から	18歳から
体重	45kg以上	40kg以上	50kg以上	45kg以上	40kg以上	40kg以上
年間献血回数	6回以内	4回以内	3回以内	2回以内	24回以内	24回以内
年間総献血量	200mL献血+400mL献血合算で男性1200mL以内、女性900mL以内					
献血の間隔	4週間後の同じ曜日 から献血可能	男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日 から献血可能	2週間後の同じ曜日 から献血可能			

### ▼ シャープペンシル「デルガード」 ※図はイメージ（一部展開図）



### ▼ 4ファンクションクロック



### ▼ モバイルカメラレンズ



## (キ) 献身体験動画配信事業

近年献血者が減少している10代から30代の若年層を中心に、今までの手法ではアプローチの難しかった層に対し、献血の意義や方法を伝えることを目的として、平成30年度に人気の動画クリエイターに県内献血ルームで献血を体験してもらった様子をYouTubeの埼玉県公式チャンネルで配信しています。

## (ク) 血液に関する出前講座

県内の小学校、中学校、高等学校及び専門学校等の児童・生徒、保護者及び教員等を対象に専門家（血液内科の医師）による血液に関する出前講座を開催しました。



## (ケ) 高校訪問

若年層の献血者を確保するため、高校生に献血の機会を提供し、献血の重要性について普及啓発することを目的として、例年保健所、市町村及び埼玉県赤十字血液センターの三者が合同で高等学校を訪問していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせました。

## ウ 献血受入体制の充実と安定供給の確保

### (ア) 移動献血場所の確保（埼玉県赤十字血液センター）

県内の事業所・学校・ショッピングモール等において、移動採血車で献血を実施しました。



### (イ) 複数回献血クラブ（ラブラッド）の推進（埼玉県赤十字血液センター）

年間で複数回、献血にご協力いただける方に、複数回献血クラブ「ラブラッド」に登録いただき、電子メール等を配信することにより献血者の確保を図りました。

### (ウ) 事業所等の献血協力団体の確保

県内の事業所において、移動採血車で献血を実施しました。

また、新規事業所や献血未実施事業所を市町村及び埼玉県赤十字血液センターが訪問し、献血の実施を依頼しました。

## (エ) 適正使用の推進

---

県内の医療機関において血液製剤が適正に使用されるように、医療関係者等により埼玉県合同輸血療法委員会が組織され、次のような推進活動が行われました。

- 世話人会の開催 2回
- ホームページによる情報提供
- 「第12回埼玉輸血フォーラム」の開催  
令和3年3月6日 13時30分から16時10分 Web開催  
【プログラム】
  - i. 埼玉県合同輸血療法委員会報告  
「輸血業務検討小委員会検査技師部会の取組み報告」
  - ii. パネルディスカッション  
「予期せぬ輸血副作用！こんな時どうする？」
  - iii. 特別講演  
「輸血の安全性とチーム医療向上のためのI & Aの活用」

## エ 献血組織の充実及びその他重要事項の実施状況

---

---

### (ア) 市町村計画献血者確保促進事業費補助金の交付

---

県内60市町村に、献血者確保事業に要する経費として、計2,792千円を補助しました。

### (イ) 埼玉県献血推進協議会の開催（令和3年2月、書面開催）

---

献血の普及啓発及び献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、有識者による協議を実施しました。

この会議において、「令和3年度埼玉県献血推進計画」が決定されました。

### 3 献血の状況

#### (1) 献血者数等の推移

年・年度	献血者数(人)	対前年度比	献血量(L)	対前年度比	受付者数(人)	献血目標(人)	目標達成率
昭和 39 年	509	—	101.8	—	—	—	—
45 年	59,060	122.3%	11,812.0	122.3%	—	—	—
50 年	104,209	103.8%	20,841.8	103.8%	—	93,000	112.1%
55 年	194,359	124.2%	38,871.8	124.2%	—	172,000	113.0%
60 年	360,445	104.5%	72,089.0	104.5%	—	315,000	114.4%
平成 2 年度	341,784	101.7%	81,600.2	105.3%	—	380,000	89.9%
7 年度	265,538	87.8%	77,173.7	88.6%	—	320,000	82.9%
12 年度	243,684	97.1%	80,224.0	98.4%	282,803	290,000	97.5%
	内訳						
	成分	82,567(33.9%)					
	400mL	105,039(43.1%)					
	200mL	56,078(23.0%)					
17 年度	251,361	96.6%	81,032.9	95.8%	272,628	290,000	94.0%
	内訳						
	成分	74,419 (31.5%)					
	400mL	110,651(47.1%)					
	200mL	50,300(21.4%)					
29 年度	228,892	101.3%	86,484.4	101.5%	263,406	280,000	94.1%
	内訳						
	成分	58,866 (25.7%)					
	400mL	153,639 (67.1%)					
	200mL	16,387 ( 7.2%)					
30 年度	224,792	98.2%	93,364.0	—	259,578	273,000	95.1%
	内訳						
	成分	56,656 (25.2%)					
	400mL	154,398 (68.7%)					
	200mL	13,738 ( 6.1%)					
令和 元年度	229,804	102.2%	98,114.0	105.1%	263,333	280,000	94.0%
	内訳						
	成分	62,809 (27.3%)					
	400mL	154,061 (67.1%)					
	200mL	12,934 ( 5.6%)					
令和 2 年度	240,447	104.6%	103,611.0	105.6%	274,980	280,000	98.2%
	内訳						
	成分	70,242 (29.2%)					
	400mL	157,262 (65.4%)					
	200mL	12,943 ( 5.4%)					

※ 献血目標人数は、献血受付者の目標数。

※ 「献血量」は30年度から算出方法を変更しているため、対前年度比は空欄「—」となる。

※ 「構成比」は端数処理しているため、合計は必ずしも100%にはならない。

## (2) 埼玉県と全国の献血者数の推移

暦年	埼玉県		全国	
	献血者数(人)	対前年比(%)	献血者数(人)	対前年比(%)
平成 18 年度	235,740	99.8	4,987,857	93.7
19 年度	244,058	103.5	4,939,550	99.0
20 年度	247,632	101.5	5,077,238	102.8
21 年度	256,936	103.8	5,287,101	104.1
22 年度	254,458	99.0	5,318,586	100.6
23 年度	239,280	94.0	5,252,182	98.8
24 年度	252,626	105.6	5,271,103	100.4
25 年度	245,060	97.0	5,205,819	98.8
26 年度	230,309	94.0	4,999,127	96.0
27 年度	230,309	102.6	4,909,156	98.2
28 年度	229,425	99.6	4,841,601	98.6
29 年度	228,892	101.3	4,732,141	98.0
30 年度	224,792	98.2	4,735,944	100.1
令和 元 年度	229,804	102.2	4,926,488	104.0
2 年度	240,447	104.6	5,037,920	102.3

### 埼玉県献血マスコット「エビオ君」 ゆる玉応援団員 No.106

平成 15 年に県内の高等学校にデザインと愛称を募集し、応募総数 24 校 103 点の中から選ばれて生まれました。

血液中の赤血球がモチーフで、誕生日は「世界献血者デー」でもある 6 月 14 日。

名前の由来は、血液型の「A 型（エー型）、B 型（ビー型）、O 型（オー型）」。

好きな食べ物は、鉄分の入っている食べ物。

社交的で、県内の献血イベントに登場しています！

県内の医療機関に血液製剤を安定供給するため、日々頑張っています。

エビオ君の Twitter アカウントもチェックしてくださいね！



([https://twitter.com/abo\\_saitama](https://twitter.com/abo_saitama))



(3) 都道府県別献血区分ごとの献血申込者数

令和2年4月～令和3年3月累計

ブロック名	項目 都道府県	合計		200mL		400mL		成分		男性		女性	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
北海道	北海道	286,901	99.5	11,361	80.2	217,161	98.0	58,379	111.1	192,191	99.7	94,710	99.2
	小計	286,901	99.5	11,361	80.2	217,161	98.0	58,379	111.1	192,191	99.7	94,710	99.2
東北	青森	55,330	103.6	2,040	77.7	37,872	101.5	15,418	114.4	35,659	103.1	19,671	104.5
	岩手	50,410	101.7	1,843	77.8	34,587	99.7	13,980	111.5	34,284	100.5	16,126	104.3
	宮城	103,681	101.9	2,552	67.9	65,731	101.3	35,398	107.0	70,314	102.1	33,367	101.7
	秋田	46,448	107.6	1,210	85.7	28,829	99.9	16,409	127.1	30,615	105.4	15,833	112.2
	山形	45,763	104.5	1,306	87.4	30,809	100.8	13,648	116.6	31,007	103.0	14,756	108.0
	福島	83,543	98.6	1,766	77.1	56,404	99.8	25,373	97.9	61,139	98.7	22,404	98.4
	小計	385,175	102.3	10,717	76.8	254,232	100.6	120,226	109.7	263,018	101.7	122,157	103.8
関東甲信越	茨城	115,790	103.8	4,094	97.0	76,701	101.2	34,995	111.1	77,849	102.1	37,941	107.5
	栃木	103,998	105.5	8,975	100.9	61,199	104.9	33,824	108.0	68,067	104.7	35,931	107.1
	群馬	100,413	102.7	3,590	84.7	60,405	102.8	36,418	104.7	67,586	102.5	32,827	103.3
	埼玉	274,980	104.4	17,447	95.9	181,899	102.6	75,634	111.6	178,384	103.0	96,596	107.2
	千葉	251,924	98.7	7,154	75.7	168,877	97.5	75,893	104.5	161,139	97.4	90,785	101.1
	東京	617,951	95.6	18,575	81.0	377,464	90.9	221,912	106.8	378,271	92.5	239,680	101.1
	神奈川	365,009	102.6	11,335	86.8	226,082	99.5	127,592	110.6	243,951	100.1	121,058	108.0
	新潟	98,946	94.7	2,310	66.1	59,085	97.9	37,551	92.4	67,281	97.0	31,665	90.2
	山梨	41,402	109.2	1,475	116.3	24,382	102.5	15,545	120.7	27,493	106.6	13,909	114.5
	長野	85,964	103.6	1,091	99.4	52,225	102.7	32,648	105.3	58,101	101.8	27,863	107.6
小計	2,056,377	100.1	76,046	87.6	1,288,319	97.5	692,012	107.2	1,328,122	98.3	728,255	103.6	
東海北陸	富山	41,188	98.1	1,350	72.5	26,379	97.8	13,459	102.5	29,288	99.4	11,900	95.2
	石川	50,659	99.8	1,769	76.3	30,745	97.2	18,145	108.1	35,467	100.3	15,192	98.6
	福井	31,962	95.1	1,002	73.5	21,734	90.3	9,226	112.6	21,989	94.8	9,973	95.7
	岐阜	75,700	100.6	2,897	79.1	48,483	97.6	24,320	111.1	51,976	101.4	23,724	99.1
	静岡	145,073	103.3	5,251	92.9	94,304	100.8	45,518	110.6	104,088	102.9	40,985	104.4
	愛知	328,570	102.0	9,177	82.5	193,043	98.9	126,350	109.2	223,461	100.3	105,109	106.0
	三重	69,855	109.2	909	125.7	39,599	102.9	29,347	118.4	51,961	106.2	17,894	118.8
小計	743,007	102.1	22,355	83.7	454,287	98.8	266,365	110.2	518,230	101.2	224,777	104.2	
近畿	滋賀	60,310	105.5	1,988	110.0	45,909	103.6	12,413	112.4	42,070	103.0	18,240	111.7
	京都	130,097	104.3	1,402	89.8	86,375	101.5	42,320	111.3	87,764	104.8	42,333	103.4
	大阪	447,359	101.4	12,956	82.4	284,012	98.7	150,391	109.4	276,504	99.2	170,855	105.3
	兵庫	244,916	102.1	6,685	90.4	166,929	98.4	71,302	113.7	162,363	101.6	82,553	103.3
	奈良	54,876	98.3	1,688	99.8	36,023	95.3	17,165	105.1	36,219	97.4	18,657	100.0
	和歌山	51,496	103.1	1,887	73.9	36,746	100.5	12,863	118.7	33,354	102.3	18,142	104.7
小計	989,054	102.1	26,606	86.6	655,994	99.2	306,454	110.8	638,274	100.8	350,780	104.6	
中国	鳥取	25,626	99.8	103	86.6	16,506	93.7	9,017	113.5	19,088	102.1	6,538	93.5
	島根	24,874	104.8	97	154.0	15,507	98.0	9,270	118.0	18,214	104.1	6,660	106.7
	岡山	90,931	100.0	1,633	84.7	60,620	96.7	28,678	109.0	63,072	100.3	27,859	99.2
	広島	139,490	93.6	2,169	80.1	86,575	95.3	50,746	91.6	99,582	94.0	39,908	92.7
	山口	58,533	101.6	748	68.7	47,038	97.8	10,747	127.6	44,005	101.6	14,528	101.7
	徳島	33,119	101.4	122	114.0	23,670	97.8	9,327	111.5	23,708	101.3	9,411	101.7
	香川	42,046	101.6	150	106.4	30,866	98.5	11,030	111.3	31,017	101.0	11,029	103.4
	愛媛	59,028	103.4	151	255.9	40,673	96.4	18,204	122.7	40,224	101.8	18,804	107.1
	高知	31,763	104.6	587	118.1	21,069	99.0	10,107	117.6	20,816	104.2	10,947	105.5
	小計	505,410	99.4	5,760	85.8	342,524	96.7	157,126	106.4	359,726	99.4	145,684	99.4
九州	福岡	235,035	101.9	83	113.7	166,114	98.5	68,838	111.1	158,878	99.5	76,157	107.1
	佐賀	38,543	112.7	963	123.0	20,875	105.5	16,705	122.6	25,982	108.4	12,561	122.7
	長崎	60,099	102.6	1,227	101.9	41,677	98.5	17,195	114.0	43,921	101.2	16,178	106.5
	熊本	84,510	103.2	1,514	90.6	59,427	101.3	23,569	109.1	60,359	103.3	24,151	102.9
	大分	54,883	101.6	652	40.8	40,675	100.8	13,556	112.1	40,016	102.3	14,867	99.9
	宮崎	46,732	106.9	174	59.2	33,839	101.6	12,719	125.9	33,386	104.9	13,346	112.2
	鹿児島	71,956	98.3	425	84.7	51,746	94.8	19,785	109.2	51,881	97.9	20,075	99.4
	沖縄	61,150	102.1	990	108.8	42,505	99.3	17,655	108.9	44,663	99.2	16,487	110.7
	小計	652,908	102.6	6,028	85.7	456,858	99.2	190,022	112.6	459,086	101.0	193,822	106.6
全国合計	5,618,832	101.1	158,873	85.3	3,669,375	98.4	1,790,584	109.0	3,758,647	99.9	1,860,185	103.6	

出典：日本赤十字社「令和2年度血液事業年度報」P.2

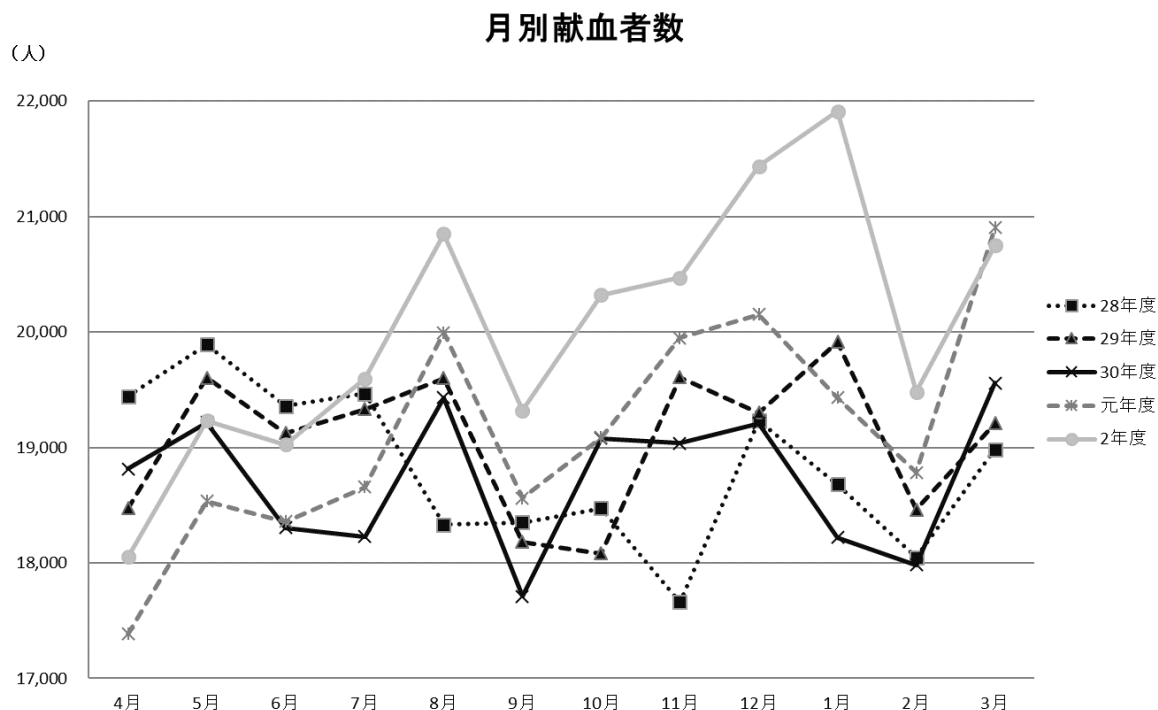






## (6) 月別の献血者数の推移

例年冬季から春季には風邪や花粉症により献血者が減少するため、輸血用血液が不足しがちです。  
また、4月には多忙になる事務所が多く、事業所献血が減少する傾向にあります。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28年度	19,444	19,893	19,357	19,468	18,333	18,350	18,474	17,660	19,232	18,681	18,047	18,983
29年度	18,474	19,604	19,124	19,333	19,600	18,181	18,082	19,607	19,301	19,914	18,463	19,209
30年度	18,815	19,216	18,304	18,229	19,431	17,711	19,080	19,036	19,209	18,220	17,984	19,557
元年度	17,384	18,536	18,360	18,659	19,994	18,561	19,088	19,950	20,153	19,433	18,784	20,902
2年度	18,051	19,231	19,027	19,597	20,849	19,320	20,322	20,470	21,437	21,913	19,481	20,749

## (7) 年代別の献血者数の推移

近年は、若年層の献血者数が減少する傾向にあります。

令和2年度は、令和元年度に比べ10代の献血者数は減少しましたが、20代、30代は微増となりました。

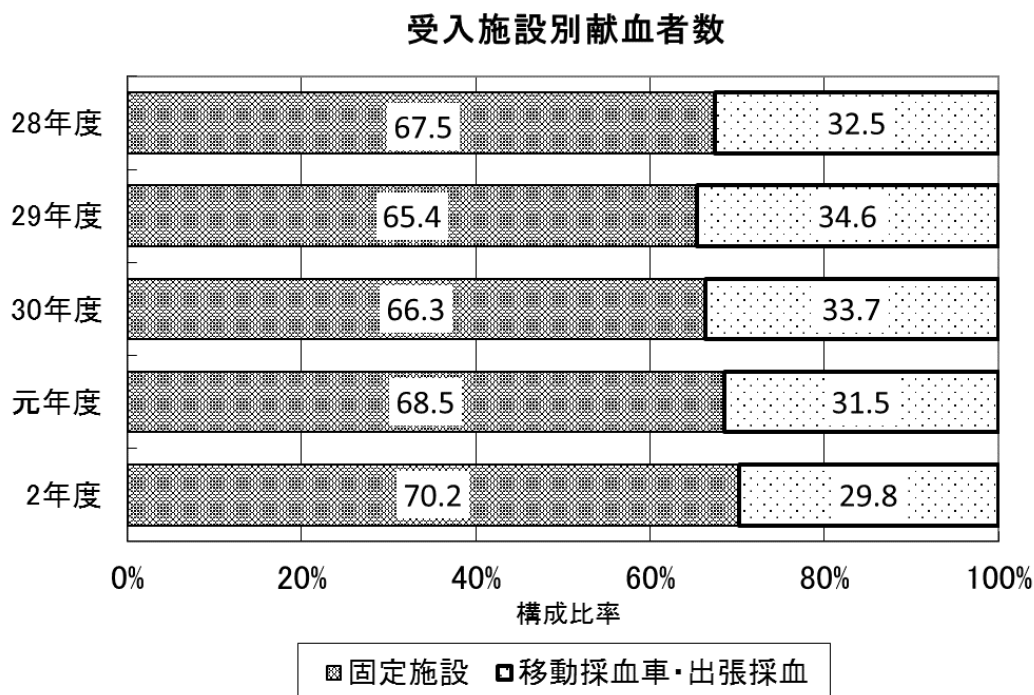
(グラフは巻頭特集をご覧ください。)

	方法別	16歳～19歳		20歳～29歳		30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～69歳		合計	
		人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
28 年度	計	15,330	6.8	33,735	14.9	39,615	17.5	68,318	30.2	49,077	21.7	19,847	8.8	225,922	100.0
	成分	825	1.3	7,569	11.7	11,836	18.2	21,774	33.6	16,364	25.2	6,511	10.0	64,879	100.0
	400mL	7,747	5.4	23,666	16.4	26,099	18.1	43,915	30.5	30,486	21.2	12,087	8.4	144,000	100.0
	200mL	6,758	39.7	2,500	14.7	1,680	9.9	2,629	15.4	2,227	13.1	1,249	7.3	17,043	100.0
29 年度	計	14,658	6.4	32,946	14.4	38,636	16.9	68,714	30.0	53,425	23.3	20,513	9.0	228,892	100.0
	成分	563	1.0	5,816	9.9	9,982	17.0	19,822	33.7	16,365	27.8	6,318	10.7	58,866	100.0
	400mL	7,835	5.1	24,882	16.2	26,934	17.5	46,227	30.1	34,695	22.6	13,066	8.5	153,639	100.0
	200mL	6,260	38.2	2,248	13.7	1,720	10.5	2,665	16.3	2,365	14.4	1,129	6.9	16,387	100.0
30 年度	計	14,510	6.5	31,114	13.8	36,235	16.1	66,512	29.6	55,504	24.7	20,917	9.3	224,792	100.0
	成分	439	0.8	4,852	8.6	9,380	16.6	18,795	33.2	16,707	29.5	6,483	11.4	56,656	100.0
	400mL	7,725	5.0	24,479	15.9	25,648	16.6	45,801	29.7	37,078	24.0	13,667	8.9	154,398	100.0
	200mL	6,346	46.2	1,783	13.0	1,207	8.8	1,916	13.9	1,719	12.5	767	5.6	13,738	100.0
元 年度	計	13,290	5.8	30,358	13.2	36,216	15.8	65,975	28.7	61,381	26.7	22,584	9.8	229,804	100.0
	成分	594	1.0	5,295	8.4	9,957	15.9	19,734	31.4	19,673	31.3	7,556	12.0	62,809	100.0
	400mL	6,844	4.5	23,254	15.1	25,153	16.3	44,552	28.9	39,953	25.9	14,305	9.3	154,061	100.0
	200mL	5,852	45.2	1,809	14.0	1,106	8.5	1,689	13.1	1,755	13.6	723	5.6	12,934	100.0
2 年度	計	10,628	4.4	31,830	13.2	36,626	15.2	67,067	27.9	68,370	28.4	25,926	10.8	240,447	100.0
	成分	692	1.0	6,029	8.6	10,307	14.7	21,613	30.8	22,661	32.3	8,940	12.7	70,242	100.0
	400mL	5,460	3.5	23,562	15.0	25,054	15.9	43,559	27.7	43,579	27.7	16,048	10.2	157,262	100.0
	200mL	4,476	34.6	2,239	17.3	1,265	9.8	1,895	14.6	2,130	16.5	938	7.2	12,943	100.0

## (8) 受入施設別の献血者数の推移

最近は、快適に献血ができることから、献血者の3人に2人以上が献血ルームなどの固定施設を利用しています。

### ア 構成比率



### イ 受入施設別献血者数

	方法別	固定施設		移動採血車・出張採血		合計	
		人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
28年度	計	<b>152,445</b>	<b>67.5</b>	<b>73,477</b>	<b>32.5</b>	<b>225,922</b>	<b>100.0</b>
	成分	64,879	100.0	0	0.0	64,879	100.0
	400mL	80,178	55.7	63,822	44.3	144,000	100.0
	200mL	7,388	43.3	9,655	56.7	17,043	100.0
29年度	計	<b>149,708</b>	<b>65.4</b>	<b>79,184</b>	<b>34.6</b>	<b>228,892</b>	<b>100.0</b>
	成分	58,866	100.0	0	0.0	58,866	100.0
	400mL	85,256	55.5	68,383	44.5	153,639	100.0
	200mL	7,388	43.3	9,655	56.7	17,043	100.0
30年度	計	<b>149,049</b>	<b>66.3</b>	<b>75,743</b>	<b>33.7</b>	<b>224,792</b>	<b>100.0</b>
	成分	56,656	100.0	0	0.0	56,656	100.0
	400mL	87,644	56.8	66,754	43.2	154,398	100.0
	200mL	4,749	34.6	8,989	65.4	13,738	100.0
元年度	計	<b>157,452</b>	<b>68.5</b>	<b>72,352</b>	<b>31.5</b>	<b>229,804</b>	<b>100.0</b>
	成分	62,809	100.0	0	0.0	62,809	100.0
	400mL	89,635	58.2	64,426	41.8	154,061	100.0
	200mL	5,008	38.7	7,926	61.3	12,934	100.0
2年度	計	<b>168,814</b>	<b>70.2</b>	<b>71,633</b>	<b>29.8</b>	<b>240,447</b>	<b>100.0</b>
	成分	70,242	100.0	0	0.0	70,242	100.0
	400mL	93,008	59.1	64,254	40.9	157,262	100.0
	200mL	5,564	43.0	7,379	57.0	12,943	100.0

ウ 献血ルーム別献血者数の推移

	名称	献血者数(人)				稼働 日数	一日平均献血者数(人)			
		成分	400mL	200mL	合計		成分	400mL	200mL	合計
28 年 度	大宮献血ルームウエスト	25,136	20,916	2,189	48,241	365	68.9	57.3	6.0	132.2
	川越献血ルーム	10,368	9,445	947	20,760	362	28.6	26.1	2.6	57.3
	所沢献血ルーム	7,782	6,130	552	14,464	311	25.0	19.7	1.8	46.5
	越谷献血ルーム	8,500	15,896	1,789	26,185	364	23.4	43.7	4.9	71.9
	鴻巣献血ルーム	0	12,438	335	12,773	294	0.0	42.3	1.1	43.4
	熊谷駅献血ルーム	5,245	6,323	660	12,228	315	14.4	17.3	1.8	38.8
	川口駅献血ルーム	7,848	9,030	916	17,794	365	24.9	28.7	2.9	48.8
29 年 度	大宮献血ルームウエスト	22,427	22,067	1,291	45,785	361	62.1	61.1	3.6	126.8
	川越献血ルーム	9,490	10,981	959	21,430	363	26.1	30.3	2.6	59.0
	所沢献血ルーム	7,314	6,756	336	14,406	312	23.4	21.7	1.1	46.2
	越谷献血ルーム	7,616	16,653	1,136	25,405	365	20.9	45.6	3.1	69.6
	鴻巣献血ルーム	0	12,894	841	13,735	295	0.0	43.7	2.9	46.6
	熊谷駅献血ルーム	5,107	6,512	437	12,056	315	16.2	20.7	1.4	38.3
	川口駅献血ルーム	6,912	9,393	586	16,891	362	19.1	25.9	1.6	46.7
30 年 度	大宮献血ルームウエスト	20,758	21,943	1,183	43,884	365	56.9	60.1	3.2	120.2
	川越献血ルーム	8,968	11,884	854	21,706	363	24.7	32.7	2.4	59.8
	所沢献血ルーム	7,044	7,027	312	14,383	312	22.6	22.5	1.0	46.1
	越谷献血ルーム	7,773	16,840	906	25,519	364	21.4	46.3	2.5	70.1
	鴻巣献血ルーム	0	13,143	816	13,959	296	0.0	44.4	2.8	47.2
	熊谷駅献血ルーム	4,967	6,549	328	11,844	312	15.9	21.0	1.1	38.0
	川口駅献血ルーム	7,146	10,258	350	17,754	362	19.7	28.3	1.0	49.0
元 年 度	大宮献血ルームウエスト	22,696	22,040	1,242	45,978	365	62.2	60.4	3.4	126.0
	川越献血ルーム	9,991	12,421	1,172	23,584	363	27.5	34.2	3.2	65.0
	所沢献血ルーム	8,251	7,139	286	15,676	317	26.0	22.5	0.9	49.5
	越谷献血ルーム	9,046	17,085	706	26,837	360	25.1	47.5	2.0	74.5
	鴻巣献血ルーム	0	13,154	1,006	14,160	291	0.0	45.2	3.5	48.7
	熊谷駅献血ルーム	4,816	6,518	370	11,704	313	15.4	20.8	1.2	37.4
	川口駅献血ルーム	8,009	11,278	226	19,513	362	22.1	31.2	0.6	53.9
2 年 度	大宮献血ルームウエスト	24,336	23,492	1,391	49,219	365	66.7	64.4	3.8	134.8
	川越献血ルーム	11,398	13,770	1,475	26,643	365	31.2	37.7	4.0	73.0
	所沢献血ルーム	10,404	8,029	388	18,821	354	29.4	22.7	1.1	53.2
	越谷献血ルーム	10,360	16,362	763	27,485	363	28.5	45.1	2.1	75.7
	鴻巣献血ルーム	0	13,677	1,113	14,790	294	0.0	46.5	3.8	50.3
	熊谷駅献血ルーム	5,128	5,960	151	11,239	312	16.4	19.1	0.5	36.0
	川口駅献血ルーム	8,616	11,718	283	20,617	362	23.8	32.4	0.8	57.0

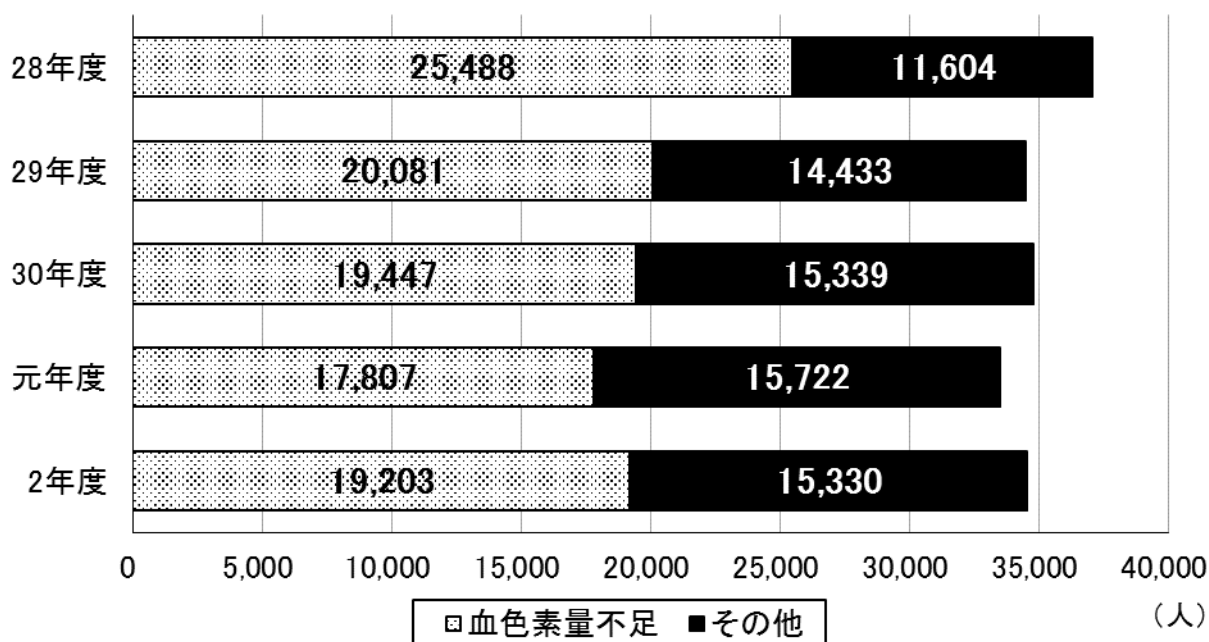
## (9) 献血できなかつた方々の状況

献血申込者のうち献血ができなかつた方の割合は、12.7%でした。理由としては、血色素量不足（比重不足）によるものが多く、特に、女性では半数以上がこれに該当します。

また、その他は、服薬によるものや血圧が基準を越えているものです。

献血者の健康を守るため、そして、安全性の高い血液を確保するために平成7年から問診の強化が図られています。

### 献血できなかつた方々の数



### 献血できなかつた方々の人数の推移

	献血申込者		献血できなかつた方々				献血者数	
	人数 (人)	比率 (%)	血色素量不足		その他		人数 (人)	比率 (%)
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
28年度	263,014	100.0	25,488	9.7	11,604	4.4	225,922	85.9
29年度	263,406	100.0	20,081	7.6	14,433	5.5	228,892	86.9
30年度	259,578	100.0	19,447	7.5	15,339	5.9	224,792	86.6
元年度	263,333	100.0	17,807	6.7	15,772	6.0	229,804	87.3
2年度	274,980	100.0	19,203	7.0	15,330	5.6	240,447	87.4

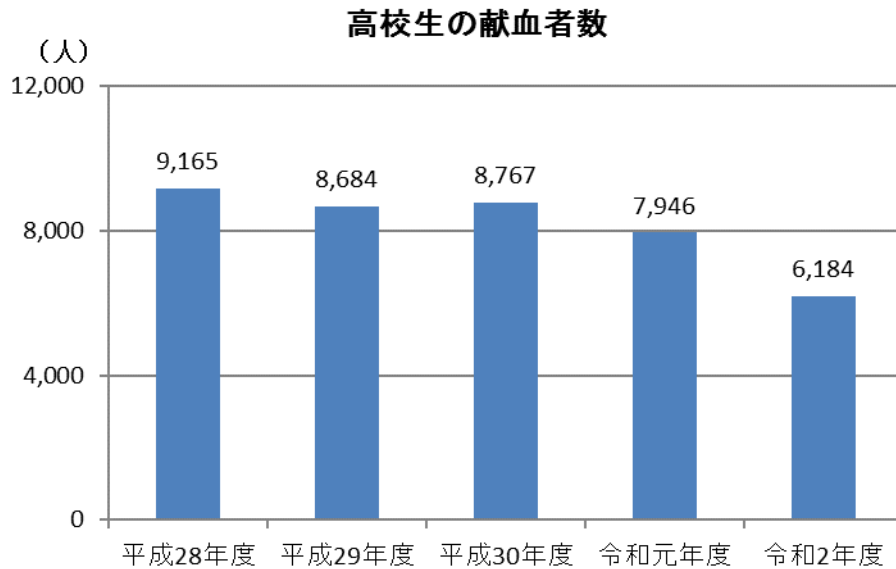
## (10) 高校生の献血状況

近年は、県民の高齢化が急速に進む一方、10代から30代までの献血者数が減少し、将来、血液製剤を安定的に供給することができなくなることが危惧されています。

そこで、埼玉県では、必要ときに献血量が確保できるように、若年層を中心とした献血経験者を増やすことに努めています。

特に、高校生の献血推進には、教育委員会と連携して注力しています。（巻頭特集グラフ参照）

### ア 高校生献血者数の推移（県内の献血ルームと移動採血車による献血者数の合計）

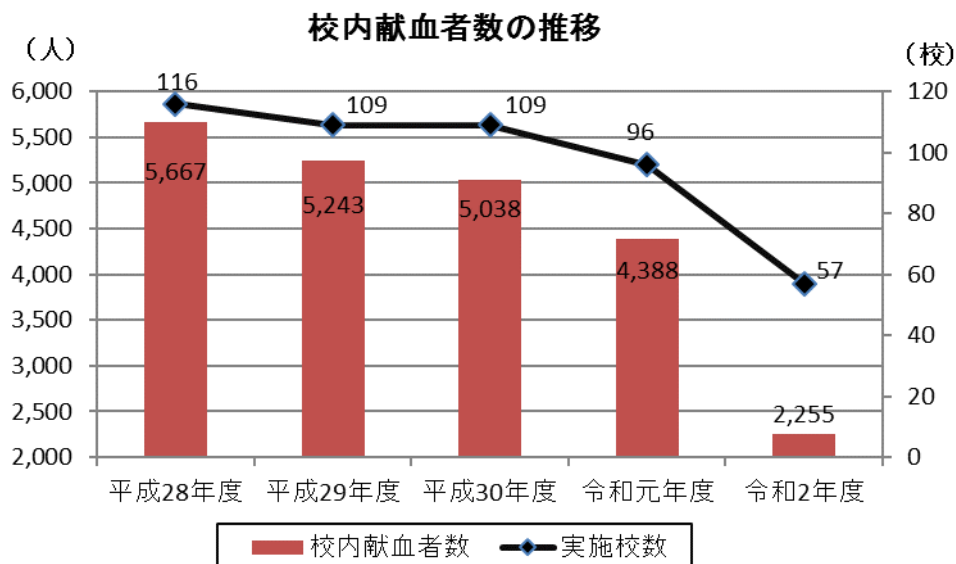


※ 献血者数はのべ人数

### イ 高校内献血実施状況

毎年、県保健所・市町村・埼玉県赤十字血液センターの三者による学校訪問等を行い、高校内での移動採血車による献血の協力を依頼しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、校内献血の受入校が大幅に減少しました。



(11) 市町村別献血者数

		総合計					移動採血				献血ルーム				前年
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	
		240,447	104.6%	12,943	157,262	70,242	71,633	7,379	64,254	0	168,814	5,564	93,008	70,242	229,804
小計		4,817	101.3%	211	3,089	1,517	1,131	102	1,029	0	3,686	109	2,060	1,517	4,754
南部 保健所	蕨市	2,061	102.6%	84	1,315	662	481	33	448	0	1,580	51	867	662	2,009
	戸田市	2,756	100.4%	127	1,774	855	650	69	581	0	2,106	58	1,193	855	2,745
小計		14,668	111.0%	1,105	10,054	3,509	6,257	702	5,555	0	8,411	403	4,499	3,509	13,219
朝霞 保健所	朝霞市	2,766	88.9%	269	1,955	542	1,496	218	1,278	0	1,270	51	677	542	3,112
	志木市	1,255	121.3%	96	857	302	412	53	359	0	843	43	498	302	1,035
	和光市	1,020	84.2%	80	753	187	606	55	551	0	414	25	202	187	1,212
	新座市	2,256	111.7%	144	1,534	578	839	92	747	0	1,417	52	787	578	2,020
	富士見市	2,121	110.5%	136	1,242	743	397	41	356	0	1,724	95	886	743	1,919
	ふじみ野市	3,438	116.0%	233	2,290	915	1,221	124	1,097	0	2,217	109	1,193	915	2,964
	三芳町	1,812	189.3%	147	1,423	242	1,286	119	1,167	0	526	28	256	242	957
小計		7,430	107.6%	425	4,931	2,074	2,716	301	2,415	0	4,714	124	2,516	2,074	6,907
春日部 保健所	春日部市	6,613	107.5%	378	4,401	1,834	2,582	282	2,300	0	4,031	96	2,101	1,834	6,149
	松伏町	817	107.8%	47	530	240	134	19	115	0	683	28	415	240	758
小計		11,952	105.3%	633	8,459	2,860	3,518	356	3,162	0	8,434	277	5,297	2,860	11,348
草加 保健所	草加市	5,625	108.0%	335	3,933	1,357	1,750	207	1,543	0	3,875	128	2,390	1,357	5,209
	八潮市	1,527	102.6%	94	1,108	325	517	58	459	0	1,010	36	649	325	1,488
	三郷市	2,794	100.3%	113	2,035	646	965	59	906	0	1,829	54	1,129	646	2,785
	吉川市	2,006	107.5%	91	1,383	532	286	32	254	0	1,720	59	1,129	532	1,866
小計		17,272	102.3%	1,068	12,061	4,143	4,495	524	3,971	0	12,777	544	8,090	4,143	16,889
鴻巣 保健所	鴻巣市	4,533	109.6%	308	3,531	694	1,284	129	1,155	0	3,249	179	2,376	694	4,136
	上尾市	6,670	101.5%	323	4,356	1,991	1,669	179	1,490	0	5,001	144	2,866	1,991	6,572
	桶川市	2,221	104.0%	139	1,501	581	511	63	448	0	1,710	76	1,053	581	2,136
	北本市	2,137	122.2%	126	1,526	485	389	40	349	0	1,748	86	1,177	485	1,749
	伊奈町	1,711	74.5%	172	1,147	392	642	113	529	0	1,069	59	618	392	2,296

		総合計					移動採血				献血ルーム				前年
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	
東松山 保健所	小計	8,249	106.9%	569	6,265	1,415	4,557	427	4,130	0	3,692	142	2,135	1,415	7,714
	東松山市	3,931	124.5%	323	2,908	700	2,251	254	1,997	0	1,680	69	911	700	3,157
	滑川町	913	108.0%	51	745	117	585	41	544	0	328	10	201	117	845
	嵐山町	780	86.7%	56	615	109	486	46	440	0	294	10	175	109	900
	小川町	887	104.0%	54	631	202	451	44	407	0	436	10	224	202	853
	ときがわ町	292	119.2%	16	206	70	146	7	139	0	146	9	67	70	245
	川島町	830	95.3%	38	672	120	429	24	405	0	401	14	267	120	871
	吉見町	508	66.1%	25	391	92	118	6	112	0	390	19	279	92	768
	東秩父村	108	144.0%	6	97	5	91	5	86	0	17	1	11	5	75
坂戸 保健所	小計	6,783	102.6%	534	4,506	1,743	2,302	253	2,049	0	4,481	281	2,457	1,743	6,608
	坂戸市	2,635	93.9%	210	1,715	710	700	89	611	0	1,935	121	1,104	710	2,806
	鶴ヶ島市	2,538	124.0%	186	1,713	639	1,005	81	924	0	1,533	105	789	639	2,047
	毛呂山町	1,042	95.8%	104	708	230	432	65	367	0	610	39	341	230	1,088
	越生町	306	81.0%	15	213	78	95	7	88	0	211	8	125	78	378
	鳩山町	262	90.7%	19	157	86	70	11	59	0	192	8	98	86	289
狭山 保健所	小計	24,090	101.5%	1,121	14,719	8,250	7,479	610	6,869	0	16,611	511	7,850	8,250	23,730
	所沢市	9,735	104.7%	341	5,147	4,247	1,009	96	913	0	8,726	245	4,234	4,247	9,299
	飯能市	2,091	92.4%	152	1,394	545	969	113	856	0	1,122	39	538	545	2,262
	狭山市	5,290	97.7%	290	3,371	1,629	2,051	158	1,893	0	3,239	132	1,478	1,629	5,414
	入間市	4,069	98.4%	159	2,628	1,282	1,610	113	1,497	0	2,459	46	1,131	1,282	4,134
日高市	2,905	110.8%	179	2,179	547	1,840	130	1,710	0	1,065	49	469	547	2,621	
加須 保健所	小計	10,455	106.1%	785	8,354	1,316	6,164	603	5,561	0	4,291	182	2,793	1,316	9,858
	行田市	2,827	98.4%	171	2,154	502	1,160	102	1,058	0	1,667	69	1,096	502	2,872
	加須市	3,673	103.1%	266	2,883	524	1,896	179	1,717	0	1,777	87	1,166	524	3,562
	羽生市	3,955	115.5%	348	3,317	290	3,108	322	2,786	0	847	26	531	290	3,424
幸手 保健所	小計	11,753	108.3%	791	8,137	2,825	5,014	537	4,477	0	6,739	254	3,660	2,825	10,855
	久喜市	5,020	117.2%	303	3,727	990	2,469	219	2,250	0	2,551	84	1,477	990	4,283
	蓮田市	2,029	104.0%	139	1,183	707	554	79	475	0	1,475	60	708	707	1,951
	白岡市	1,250	98.0%	72	806	372	275	38	237	0	975	34	569	372	1,276
	幸手市	1,720	113.7%	131	1,301	288	1,131	103	1,028	0	589	28	273	288	1,513
	杉戸町	1,096	99.8%	105	735	256	457	75	382	0	639	30	353	256	1,098
	宮代町	638	86.9%	41	385	212	128	23	105	0	510	18	280	212	734



		総合計					移動採血				献血ルーム				前年
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	
熊谷 保健所	小計	13,275	101.2%	588	9,773	2,914	5,930	441	5,489	0	7,345	147	4,284	2,914	13,117
	熊谷市	7,915	101.1%	220	5,741	1,954	3,102	149	2,953	0	4,813	71	2,788	1,954	7,830
	深谷市	4,268	99.1%	290	3,193	785	2,220	228	1,992	0	2,048	62	1,201	785	4,305
	寄居町	1,092	111.2%	78	839	175	608	64	544	0	484	14	295	175	982
本庄 保健所	小計	4,240	103.4%	379	3,609	252	3,492	346	3,146	0	748	33	463	252	4,100
	本庄市	2,797	112.6%	255	2,352	190	2,270	233	2,037	0	527	22	315	190	2,484
	美里町	211	55.8%	17	181	13	154	16	138	0	57	1	43	13	378
	神川町	162	46.2%	12	149	1	132	10	122	0	30	2	27	1	351
	上里町	1,070	120.6%	95	927	48	936	87	849	0	134	8	78	48	887
秩父 保健所	小計	3,089	105.4%	222	2,633	234	2,414	202	2,212	0	675	20	421	234	2,931
	秩父市	2,192	109.5%	165	1,917	110	1,816	153	1,663	0	376	12	254	110	2,001
	長瀬町	191	112.4%	16	169	6	120	13	107	0	71	3	62	6	170
	小鹿野町	253	67.5%	20	210	23	197	19	178	0	56	1	32	23	375
	皆野町	173	86.5%	15	139	19	108	13	95	0	65	2	44	19	200
	横瀬町	280	151.4%	6	198	76	173	4	169	0	107	2	29	76	185
さいたま市	小計	45,890	109.2%	2,196	27,141	16,553	10,699	1,174	9,525	0	35,191	1,022	17,616	16,553	42,014
	さいたま市	45,890	109.2%	2,196	27,141	16,553	10,699	1,174	9,525	0	35,191	1,022	17,616	16,553	42,014
川越市	小計	13,111	105.4%	843	7,815	4,453	1,977	248	1,729	0	11,134	595	6,086	4,453	12,439
	川越市	13,111	105.4%	843	7,815	4,453	1,977	248	1,729	0	11,134	595	6,086	4,453	12,439
越谷市	小計	9,820	104.4%	481	5,805	3,534	1,002	223	779	0	8,818	258	5,026	3,534	9,410
	越谷市	9,820	104.4%	481	5,805	3,534	1,002	223	779	0	8,818	258	5,026	3,534	9,410
川口市	小計	17,531	105.0%	647	11,054	5,830	2,486	330	2,156	0	15,045	317	8,898	5,830	16,690
	川口市	17,531	105.0%	647	11,054	5,830	2,486	330	2,156	0	15,045	317	8,898	5,830	16,690
その他	小計	16,022	93.0%	345	8,857	6,820	0	0	0	0	16,022	345	8,857	6,820	17,221
	県外	16,022	93.0%	345	8,857	6,820	0	0	0	0	16,022	345	8,857	6,820	17,221

## 4 血液製剤の製造及び供給状況

### (1) 血液製剤の製造状況

#### ア 献血血液の検査

献血された血液は血液センターに運ばれ、すべての血液に対して次の検査を行い、より安全性の高い血液が輸血に使用されるよう努めています。

##### 血液型検査

ABO 血液型検査、RH 血液型検査、不規則抗体検査

##### ウイルス等感染防止のための検査

##### 抗原・抗体検査

梅毒血清学的検査、B 型肝炎ウイルス検査（HBs 抗原、HBs 抗体、HBC 抗体）、  
C 型肝炎ウイルス検査（HCV 抗体）、エイズウイルス検査（HIV-1、2 抗体）、  
HTLV-1 抗体検査、ヒトパルボウイルス B19 抗原検査

##### 核酸増幅検査（NAT）

B 型肝炎ウイルス検査、C 型肝炎ウイルス検査、E 型肝炎ウイルス検査、エイズウイルス検査

#### イ 血液検査不合格数の推移

	献血者数 (人)	不合格数		不合格の理由											
		本数	比率 (%)	梅毒 抗体	比率 (%)	HBs 抗原	比率 (%)	HCV 抗体	比率 (%)	肝機能 障害	比率 (%)	不規則 抗体	比率 (%)	その他	比率 (%)
28年度	225,922	2,616	1.2	208	0.1	584 (520)	0.3	50	0.02	1,148	0.5	190	0.1	545	0.2
29年度	228,892	3,083	1.3	236	0.1	604 (561)	0.3	45	0.02	1,445	0.6	158	0.1	698	0.3
30年度	224,792	2,943	1.3	200	0.1	469 (431)	0.2	58	0.03	1,566	0.7	140	0.1	616	0.3
元年度	229,804	3,836	1.7	448	0.2	700 (596)	0.3	231	0.10	1,639	0.7	112	0.05	809	0.4
2年度	240,447	4,209	1.8	540	0.2	532 (457)	0.2	124	0.10	2,007	0.8	127	0.1	973	0.4

※1 「比率」は、献血者数に対する割合

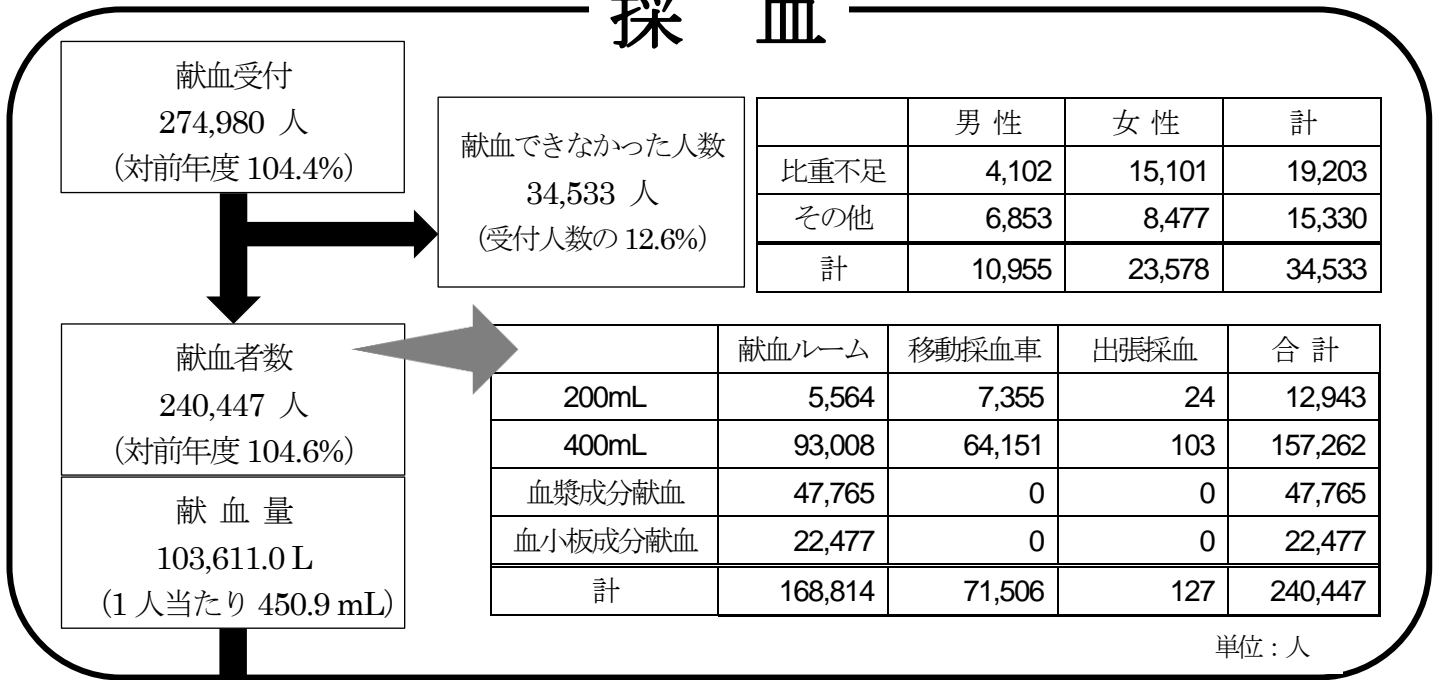
※2 「不合格の理由」は、重複する場合があるため、合計は「不合格数」に一致しない。

※3 HIV、HTLV-1、ヒトパルボウイルス B19 は「その他」に含む。

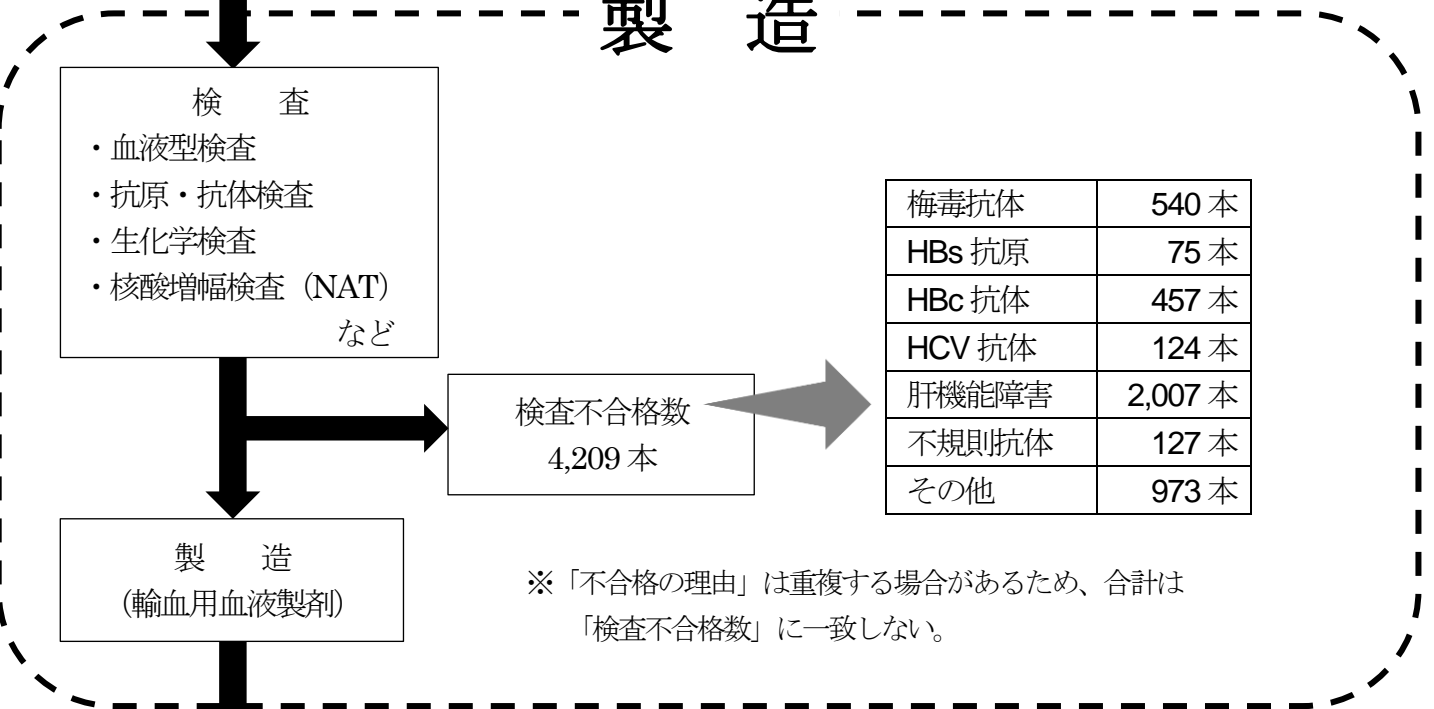
※4 「HBc 抗体」は、「HBs 抗原」に含み、（ ）内に内数として示した。

(2) 埼玉県内の献血された血液の動向

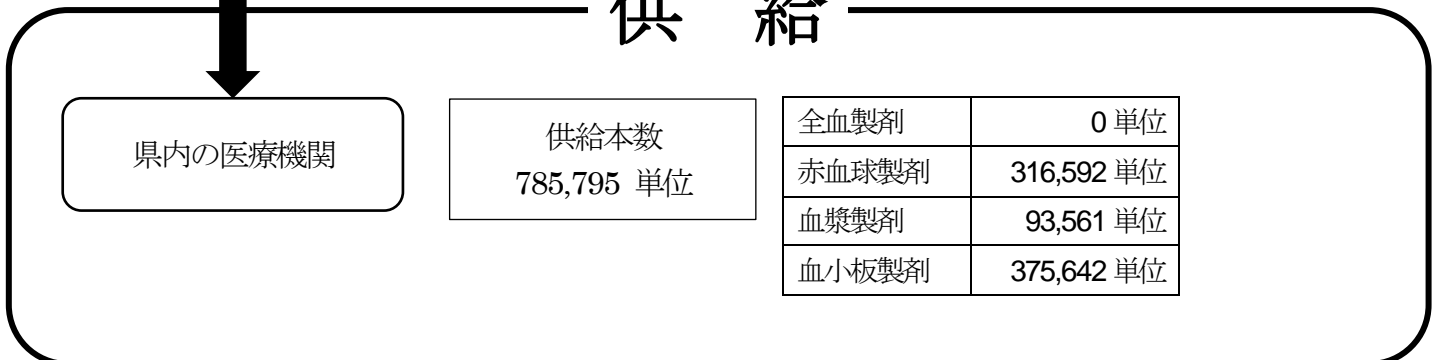
# 採 血



# 製 造



# 供 給



### (3) 血液製剤の供給状況

#### ア 血液製剤種類別供給数

製剤名		200mL 献血由来	400mL 献血由来	成分献血由来	合計
全血製剤	人全血液-LR「日赤」	0	0	0	0
	照射人全血液-LR「日赤」	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
赤血球製剤	赤血球液-LR「日赤」	0	5,715	0	5,715
	照射赤血球液-LR「日赤」	10,626	147,003	0	157,629
	洗浄赤血球液-LR「日赤」	0	0	0	0
	照射洗浄赤血球液-LR「日赤」	4	263	0	267
	合成血液-LR「日赤」	0	0	0	0
	照射合成血液-LR「日赤」	0	0	0	0
	解凍赤血球液-LR「日赤」	0	0	0	0
	照射解凍赤血球液-LR「日赤」	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>10,630</b>	<b>152,981</b>	<b>0</b>	<b>163,611</b>
血漿製剤	新鮮凍結血漿-LR「日赤」120(1単位)	1,421	0	0	1,421
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」240(2単位)	0	29,176	0	29,176
	新鮮凍結血漿-LR「日赤」480(4単位)	0	0	8,447	8,447
	<b>合計</b>	<b>1,421</b>	<b>29,176</b>	<b>8,447</b>	<b>39,044</b>
血小板製剤	濃厚血小板-LR「日赤」(1単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板-LR「日赤」(2単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板-LR「日赤」(5単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板-LR「日赤」(10単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板-LR「日赤」(15単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板-LR「日赤」(20単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(1単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(2単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(5単位)	0	0	345	345
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(10単位)	0	0	32,172	32,172
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(15単位)	0	0	1,888	1,888
	照射濃厚血小板-LR「日赤」(20単位)	0	0	724	724
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」(10単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」(15単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板HLA-LR「日赤」(20単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」(10単位)	0	0	299	299
	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」(15単位)	0	0	7	7
	照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」(20単位)	0	0	10	10
	照射洗浄血小板-LR「日赤」	0	0	610	610
	照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>36,057</b>	<b>36,057</b>	
<b>供給実績</b>		<b>12,051</b>	<b>182,157</b>	<b>44,504</b>	<b>238,712</b>

単位：本

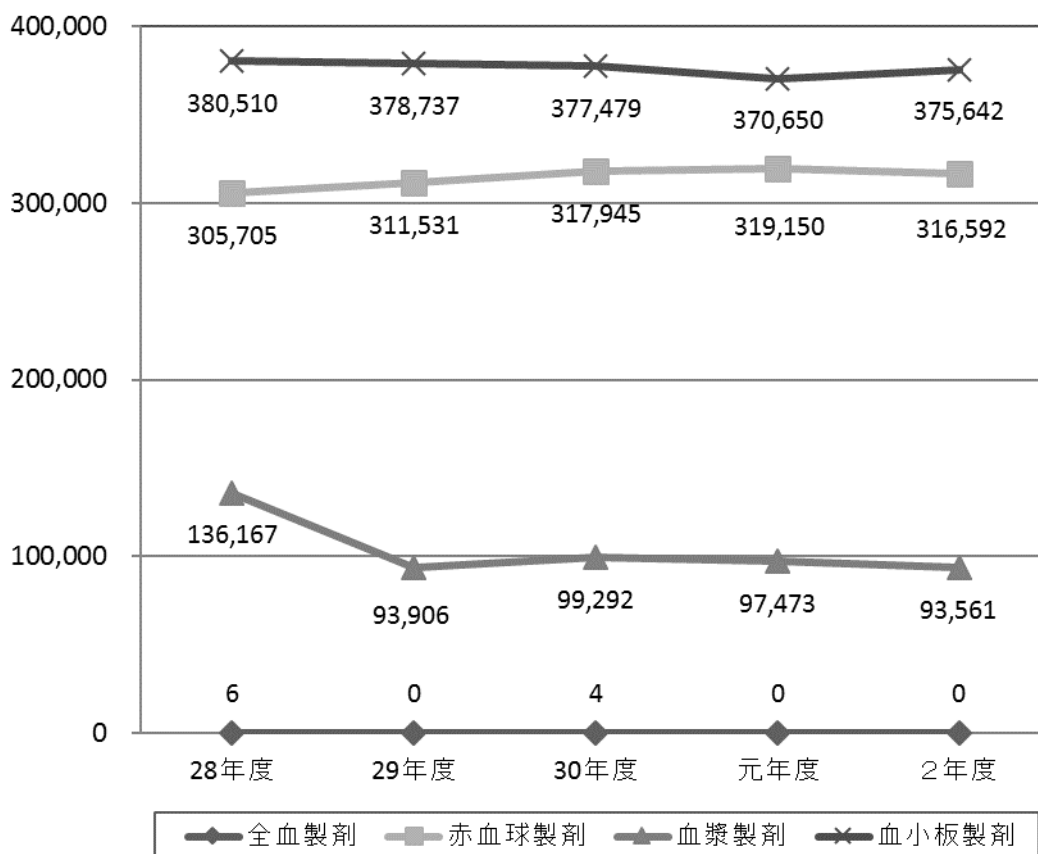
※ 血漿分画製剤は、平成27年3月31日をもって販売終了となった。

イ 血液成分製剤供給数の推移

輸血用血液製剤の供給は、輸血の安全性を高めるため400mL及び成分献血由来の高単位の製剤の供給数が増加しています。

血液成分製剤供給数の推移

本(換算本数)



# 資料



埼玉県マスコット「コバトン」  
埼玉県献血マスコット「エビオ君」

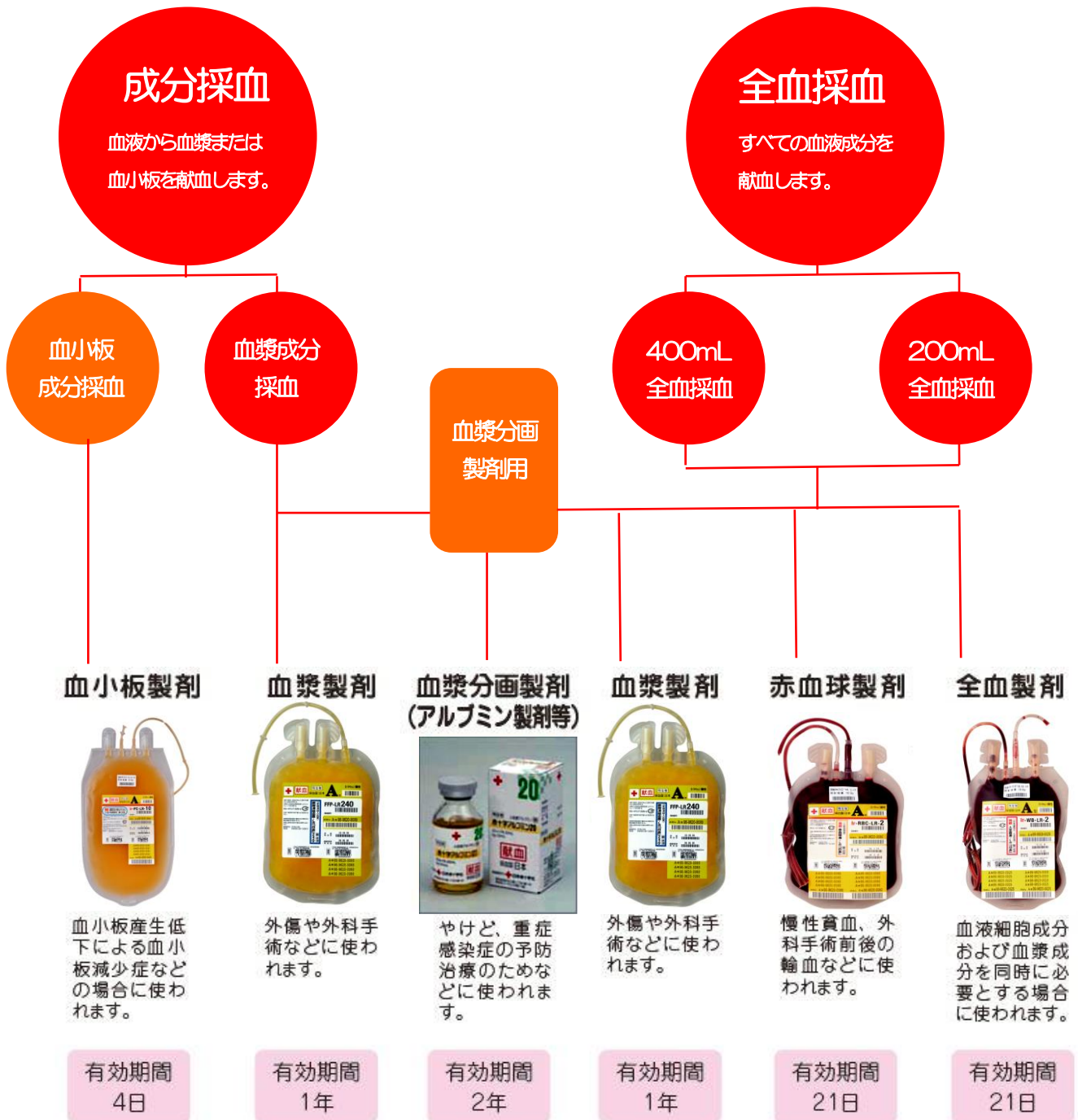
※ 令和3年10月現在の内容となっています。

## 献血の種類と血液製剤

献血には、全血献血と成分献血があります。

全血献血には、400mL 献血と 200mL 献血があり、血液中のすべての成分を採血する方法です。

一方、成分献血には血小板成分献血と血漿成分献血があります。成分採血装置を使用して血液中から血漿や血小板といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球などの成分は再び体内に戻す献血方法です。そのため、成分献血は体への負担も軽いという特長があります。



※主な製剤についての有効期間を示しています。

## 献血基準と献血の間隔

項目	献血の種類		成分献血	
	全血献血		血漿	血小板
1回献血量	200mL	400mL	600mL 以下 (循環血液量の12%以内)	
年齢(※)	16歳～69歳	男性：17歳～69歳 女性：18歳～69歳	18歳～69歳	男性：18歳～69歳 女性：18歳～54歳
体重	男性：45kg以上 女性：40kg以上	男女とも50kg以上	男性：45kg以上 女性：40kg以上	
血圧	最高血圧：90mmHg以上 180mmHg未満 最低血圧：50mmHg以上 110mmHg未満			
脈拍	安静に保った状態での脈拍が40回/分以上 100回/分以下			
体温	37.5℃以上の発熱をしていないこと			
血色素量 (ヘモグロビン濃度)	男性：125g/dL以上 女性：120g/dL以上	男性：13g/dL以上 女性：125g/dL以上	12g/dL以上 (赤血球指数が標準域にある女性は11.5g/dL以上)	12g/dL以上
血小板数	—		—	15万/μL以上 60万/μL以下
年間総献血量	200mL献血と400mL献血を合わせて 男性：1,200mL以内 女性：800mL以内		—	
年間献血回数	男性：6回以内 女性：4回以内	男性：3回以内 女性：2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して 血漿成分献血と合計で24回以内	
採血 間隔	前回			
	200mL	男女とも4週間後の同じ曜日		
	400mL	男性：12週間後 女性：16週間後	男女とも8週間後の同じ曜日	
	血漿	男女とも2週間後の同じ曜日		
血小板	なお、血漿を含まない場合には、1週間後に血小板成分献血が可能になります。 ただし、4週間に4回実施した場合には、次回まで4週間以上期間をあけてください。			
共通事項	次の方からは採血ができません。 ①. 妊娠していると認められる方、又は過去6ヵ月以内に妊娠していたと認められる方 ②. 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方 ③. 有熱者その他健康状態が不良であると認められる方			

※ 65から69歳の方は、60から64歳までの間に献血の経験がある方に限られます。



## 検査成績のお知らせ

血液センターでは、7項目の生化学検査成績と8項目の血球計数検査成績について、通知を希望された方に献血後おおむね2週間程度で進展（書簡の郵便）にてお知らせしています。

また、受付時に、B型・C型・E型肝炎検査、梅毒検査、HTLV-1抗体検査の結果通知を希望された方には、異常を認めた場合献血後1カ月以内に親展（書簡の郵便）にてお知らせします。

### 生化学検査

検査項目	説明
ALT/GPT	肝臓に最も多く含まれる酵素です。肝細胞が破壊されると血液中に流れ出すので、急性肝炎で最も強く上昇し、慢性肝炎や脂肪肝（肥満）などでも上昇します。激しい運動の後に一過性の上昇がみられることがあります。
γ-GTP	肝、胆道、膵、腎などに多く含まれる酵素です。上昇する疾患は閉塞性黄疸、肝炎、アルコール性肝障害などです。病気がなくても長期飲酒者では上昇することが多く、1ヵ月位禁酒するとある程度正常化します。
総蛋白 (TP)	血清中には80種類以上の蛋白が含まれ、種々の機能を持ち、生命維持に大きな役割を果たします。その総量を総蛋白として測定しています。
アルブミン (ALB)	血清蛋白の50%以上を占めるアルブミンは、病気などで栄養が悪くなると減少するため、健康診断のスクリーニングとして大きな意味があります。
アルブミン対グロブリン比 (A/G)	血清蛋白はアルブミン (A) とグロブリン (G) に分けられ、その比率は健康な人では一定の範囲にありますが、病気によってはその比率が変化（主として減少）してきます。
コレステロール (CHOL)	血清脂質の一つで、一般に脂肪の多い食事を続けていると上昇します。また肝臓などで作られ、肝、胆道、腎、甲状腺の病気ではその値が上下することがあります。血清コレステロールが多くなると動脈硬化を起こしやすいとされています。
グリコアルブミン (GA)	糖尿病の検査の一つです。過去約2週間の血糖値が低い状態が続いていると低下し、高い状態が続いていると上昇します。糖尿病では標準値より上昇します。

### 血球計数検査

検査項目	説明
赤血球数 (RBC)	赤血球は血液の主な細胞成分で、酸素を肺から各組織へ運ぶ働きを持っています。
ヘモグロビン量 (Hb)	貧血の有無を知る目安 血液の赤い色は赤血球に含まれるヘモグロビン（血色素）によるもので、赤血球の働きの中心となっています。
ヘマトクリット値 (Ht)	ヘマトクリット値は、一定の血液量に対する赤血球の割合（容積）をパーセントで表したものです。
平均赤血球容積 (MCV)	赤血球1個の平均的容積、すなわち赤血球の大きさの指標となるもので、赤血球数とヘマトクリット値から算出したものです。
平均赤血球ヘモグロビン量 (MCH)	貧血の場合、その種類の判定の目安 赤血球1個に含まれるヘモグロビン量を平均的に表したもので、赤血球数とヘモグロビン濃度から算出したものです。
平均赤血球ヘモグロビン濃度 (MCHC)	赤血球の一定容積に対するヘモグロビン量の比をパーセントで表したもので、ヘモグロビン濃度とヘマトクリット値から算出したものです。
白血球数 (WBC)	白血球は細菌などを食し、免疫情報を伝達し、さらには免疫能を発現して生体防御にかかわっています。細菌感染症があると一般に白血球数は増加しますが、ウイルス感染症の場合にはかえって減少することもあります。
血小板数 (PLT)	血小板は出血を止めるための重要な働きを持ち、この値が極端に減少すると出血を起こしやすくなります。

# 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律で「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

2 この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

3 この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

4 この法律で「製造販売業者」、「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

### (基本理念)

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (地方公共団体の責務)

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

### (採血事業者の責務)

第六条 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

### (原料血漿の製造業者等の責務)

第七条 原料血漿（国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

### (医療関係者の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
- 二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し
- 三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
- 四 献血の推進に関する事項
- 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
- 六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
- 七 血液製剤の適正な使用に関する事項
- 八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### (献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
- 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- 三 その他献血の推進に関する重要事項

- 3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。
- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

## (献血受入計画)

- 第十一条 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 献血受入計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量
    - 二 献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
    - 三 その他献血の受入れに関する重要事項
  - 3 採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。
  - 4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
  - 5 採血事業者は、第一項の認可を受けた献血受入計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
  - 6 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。
  - 7 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

## 第三章 採血

### (採血等の制限)

- 第十二条 次に掲げる物を製造する者がその原料とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。
- 一 血液製剤
  - 二 医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は再生医療等製品
  - 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物
- 2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。

## (業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を与えてはならない。

一 第二十二條第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足る能力を有するものであること。

二 献血者等につき、第二十五條第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。

三 第二十五條第二項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために必要な措置を講じていること。

四 他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。

3 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一 血液製剤又は原料血漿の供給が既に需要を満たしているとき。

二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。

三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるとき。

四 申請者が第二十三條の規定による許可の取消しの処分又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五條第一項の規定による医薬品の製造業の許可の取消しの処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうち前号の規定に該当する者があるとき。

4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 採血事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をし、又は前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

## (事業の休廃止)

第十四条 採血事業者は、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該事業の休止又は廃止によつて著しく公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

## (採血事業者に対する指示)

第十五条 厚生労働大臣は、献血者等の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、採血事業者に対して、採取する血液の量その他の事項に関し必要な指示をすることができる。

## (有料での採血等の禁止)

第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

### (業務規程)

第十七条 採血事業者は、採血及びこれに附帯する業務（以下「採血関係業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 採血事業者は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

### (事業計画等)

第十八条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の開始前に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### (事業報告書等)

第十九条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

### (改善命令)

第二十条 厚生労働大臣は、採血関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、採血事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### (採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所（採血を行う場所をいい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。）ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かなければならない。

2 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。

3 採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

### (採血所の管理等)

第二十二条 採血事業者は、厚生労働省令で定める採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に適合した採血所において、採血しなければならない。

2 厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、採血事業者に対し、その採血の業務の管理若しくは構造設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

### (許可の取消し等)

第二十三条 厚生労働大臣は、採血事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第十五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

### (立入検査等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (採血者の義務)

第二十五条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

- 2 前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他の採血が健康上有害であると認められる者から採血してはならない。
- 3 第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、献血者等に対し採取した血液の用途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

## 第四章 血液製剤の安定供給

### (需給計画)

第二十六条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含み、厚生労働省令で定める血液製剤を除く。以下この条及び次条において同じ。）の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めるものとする。

- 2 需給計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
  - 二 当該年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
  - 三 当該年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
  - 四 当該年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
  - 五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項
- 3 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）は、需給計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において供給すると見込まれる原料血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 需給計画の作成に当たっては、原料血漿は、医療上の必要性が高いと認められる種類の血液製剤の製造に対し、優先的に供給されるよう配慮しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等は、原料血漿の供給又は血液製剤の製造若しくは輸入に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

### (実績報告等)

第二十七条 原料血漿の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、原料血漿の供給の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 血液製剤の製造販売業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、血液製剤の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により報告された実績が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、当該報告を行った原料血漿の製造業者又は血液製剤の製造販売業者等に対し、需給計画を尊重して原料血漿を供給し、又は血液製剤を製造し、若しくは輸入すべきことを勧告することができる。
- 4 厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施状況について、薬事・食品衛生審議会に報告するものとする。

### (原料血漿の製造業者による原料血漿の供給)

第二十八条 原料血漿の製造業者は、血液製剤について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認を受けた製造販売業者、当該製造販売業者から委託を受けた製造業者その他厚生労働省令で定める者以外の者に原料血漿を供給してはならない。

## 第五章 雑則

### (採血事業者等の情報提供)

第二十九条 次の各号に掲げる者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、それぞれ当該各号に定める情報を、血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

- 一 血液製剤の原料たる血液を採取した採血事業者 当該血液の安全性に関する必要な情報
- 二 血液製剤の原料たる原料血漿を製造した製造業者 当該原料血漿の安全性に関する必要な情報
- 三 血液製剤を製造した製造業者 当該血液製剤の安全性に関する必要な情報

2 採血事業者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、その採取した血液の安全性に関する必要な情報を、他の採血事業者に提供しなければならない。

### (薬事・食品衛生審議会への報告)

第三十条 厚生労働大臣は、毎年度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二十四第一項に規定する生物由来製品（血液製剤に限る。）の評価に係る報告について薬事・食品衛生審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

### (業として行う採血と医業)

第三十一条 業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業に該当するものとする。

### (事務の区分)

第三十二条 第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## 第六章 罰則

第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



第三十五条 第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

略

# 令和3年度埼玉県献血推進計画

## 1 はじめに

### (1) 計画策定の背景

我が国の血液事業は、昭和39年に閣議決定された「献血の推進について」を契機として、すべての血液製剤を国内での献血により自給することを目標に掲げ、推進を図ってきました。

平成15年7月30日には、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）が施行されました。

法律では、国、都道府県及び市町村等の地方公共団体、採血事業者及び医療関係者等の責務が明確化され、都道府県では、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血推進に関する計画を定めることとされています。

本計画は、法律第10条第5項に基づき、県民の献血への理解を深めることや採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう、令和3年度における献血推進に関する計画として策定するものです。

### (2) 基本的な考え方

県は、昭和39年に学識経験者や関係団体の代表者で構成する「埼玉県献血推進協議会」を設置し、献血の普及啓発並びに献血者の組織化や献血制度の適正な運営を図っています。

今後とも、国、市町村、採血事業者である埼玉県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）及び献血関係団体などと連携を図り、地域の実情に応じた献血推進活動を行い、より多くの県民の皆様に献血の御協力をいただけるよう努めます。

### (3) 計画の期間

この計画は、令和3年度の1年間とします。

## 2 献血確保目標

### (1) 献血により確保すべき血液の目標量

医療機関へ安定的な血液の供給を図るため、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案した結果、令和3年度の献血により確保すべき血液の目標量は、全血献血による確保量が63,964L、成分献血による確保量が40,163Lの合計104,127Lです。

	令和3年度 目標量	令和2年度 目標量	令和元年度		
			目標量	実績	達成率
全血献血	63,964	63,760	66,666	64,211.2	96.3%
成分献血	40,163	39,614	39,220	33,902.8	86.4%
合計	104,127	103,374	105,886	98,114.0	92.7%

(単位：L／小数点第二位以下四捨五入)

### (2) 血液の目標量を確保するために必要な献血受付け者数

目標量を確保するために必要な献血受付け者数は次のとおりです。

	令和3年度 目標人数	令和2年度 目標人数	令和元年度		
			目標人数	確保実績	達成率
移動採血車	100,000	100,000	106,000	87,098	82.2%
全血献血	100,000	100,000	106,000	87,098	82.2%
固定施設	180,000	180,000	174,000	176,235	101.3%
全血献血	95,000	95,000	100,000	108,441	108.4%
成分献血	85,000	85,000	74,000	67,794	91.6%
合計	280,000	280,000	280,000	263,333	94.0%
全血献血	195,000	195,000	206,000	195,539	94.9%
成分献血	85,000	85,000	74,000	67,794	91.6%

(単位：人)

移動採血車による献血受付け者目標人数については、市町村ごとの目標人数を別紙のとおり定め、計画的な献血者の確保に努めるものとします。

### 3 具体的な方策

#### (1) 献血の普及啓発と献血組織の充実

##### ア 愛の血液助け合い運動

- ・ 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7~8月)を実施します。期間中に「彩の国さいたま愛の血液助け合いの集い」を開催し、献血協力団体等の表彰やイベント等を行い、広く県民に献血の普及啓発を図ります。

##### イ 広報の強化

- ・ 広報紙やホームページによる従来型の広報のほか、報道機関に献血の状況やイベント等の情報を積極的に提供し普及啓発を図ります。
- ・ 義務課公式 Twitter 及び埼玉県公式スマートフォン向けアプリケーション「ポケットブックさいたま」等の SNS を積極的に活用し、普及啓発を図ります。
- ・ 血液センターは、公式 Facebook 及び Twitter のさらなる活用を図ります。

##### ウ 市町村との連携

- ・ 市町村における血液事業を支援するために事業費の補助を行います。
- ・ 市町村献血担当者会議等を開催し、市町村との情報交換等を積極的に図るほか、市町村職員を対象とした研修等を実施し血液事業への理解を深めます。
- ・ 市町村広報誌に、県が実施するキャンペーンやイベント等の情報掲載を依頼します。
- ・ 市町村の協力を得て献血協力団体(事業所)、校内献血実施校の確保を図ります。

#### (2) 若年層献血の推進

##### ア 次世代の献血者の育成

- ・ 将来の献血を担う世代である中学生に、献血を身近に感じてもらうため「献血推進ポスターコンクール」を開催します。
- ・ 小・中・高等学校の社会科見学で関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所を見学するなど献血の重要性について学ぶ機会を設けてもらえるよう、教育委員会等を通じて小・中・高等学校に働きかけます。
- ・ 「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し普及啓発を図ります。
- ・ 若者に人気の動画クリエイターを起用した全国初の「献血体験動画」(平成30年度制作)を各広報媒体及びイベント会場等で周知し、若者の献血に対する漠然とした不安を払しょくするよう努めます。

##### イ 若年層向けキャンペーンの実施

- ・ 「新社会人献血キャンペーン」(4~6月)、「[私たちの献血]キャンペーン(1~2月)」、「卒業献血キャンペーン」(2~4月)を実施し、若年層の献血者の確保に努めます。
- ・ 10代から30代を主なターゲットとした「初回献血!お友達&ご家族紹介キャンペーン」(9~11月)を実施し、若年層献血のさらなる普及啓発を図ります。

##### ウ 高校生献血の推進

- ・ 教育委員会等高等学校を所管する関係機関と連携し、県内の公立高校及び私立高校における校内献血を引き続き推進するとともに、「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し高校生献血の推進を図ります。
- ・ 高校生献血のさらなる推進を図るため、「高校生献血カード」を作成・配布し、複数回献血への理解と協力を求めます。

##### エ 学生献血推進ボランティアとの連携

- ・ 県内の大学生で構成する学生献血推進連盟と連携を図り、同世代からの働きかけにより若年層の献血者の増加を図ります。

- 県内の大学の学園祭に積極的に移動採血車を配車し、献血への協力を求めます。

#### オ 県内プロスポーツチームとの連携

- 県内のプロスポーツチームに献血の啓発広報やイベントに参加してもらい、スポーツに興味がある若年層を中心に献血の推進を図ります。

#### カ タレントを起用した啓発活動の展開

- 彩の国けんけつ特命大使や彩の国けんけつ大使等をキャンペーンや学園祭等のイベントに積極的に起用し、若年層を対象に啓発活動を行います。

### (3) その他の献血の普及啓発

#### ア 一般県民向けキャンペーン、イベントの実施

- 「クリスマス献血キャンペーン」(12月)や「親子ふれあい献血キャンペーン」(3月)を実施し、広い年齢層を対象とした普及啓発を図ります。
- 関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所の見学会の開催やショッピングモール等におけるイベントの実施等により献血の普及啓発を図ります。

#### イ 中高年層への献血啓発

- 60～64歳まで献血を行うと69歳まで献血可能になることや、服薬の種類によっては当日献血できる場合があることなど、広い年齢層を対象とした献血の正しい知識の普及啓発を図ります。
- 60～64歳を対象とした「シニア<sup>ログマル</sup>60～64<sup>ログヨン</sup>初回献血キャンペーン」(1～3月)を実施し、中高年層を中心とした献血の啓発活動を行います。

### (4) 安全な血液の安定供給の確保

#### ア 複数回献血の推進

- 複数回献血クラブ(ラブラッド)への加入促進を図り、年に複数回の400mL献血、成分献血を推進し、血液の安定的な確保を図ります。

#### イ 事業所等献血協力団体の確保

- 県内の事業所等への訪問により献血協力団体を確保し、血液の安定供給を図ります。
- 既に献血に協力いただいている事業所には、実施回数を増やすなど更なる協力を呼び掛けます。
- 県職員(地域機関を含む)に対しても、職員献血への積極的な協力を呼び掛けます。

#### ウ 献血ルームの充実と献血者の確保

- 県内の献血ルームの献血受入時間帯を拡大するなど、献血者の利便性の向上を図ります。
- 献血ルームボランティアの随時募集を実施し、応募者に実際の献血現場を体験いただくことで、献血の正しい知識の普及啓発を図ります。

## エ 血液製剤の安全性を向上するための対策

- 県民に、HIV等感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、問診時等に虚偽の申告をしないことを周知します。
- 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下には、献血会場運営職員の健康状態を管理し、献血協力者に対する入場前の手指消毒や体温測定を徹底することで、献血会場の良好な衛生環境の保持に努めます。

### (5) 適正使用の推進

- 血液製剤を使用する医療機関、血液センター及び県で構成する埼玉県合同輸血療法委員会において、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため調査や検討を行います。
- 適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、「埼玉輸血フォーラム」を開催します。

## 4 その他の重要事項

### (1) 埼玉県献血推進協議会の開催

- 埼玉県献血推進協議会要綱に基づき、血液に係る学識経験者をはじめ、関係機関、団体の代表で構成する「埼玉県献血推進協議会」を開催し、血液事業に対する今後の施策について検討します。

### (2) 血液製剤の在庫水準の把握と不足時の的確な対応

- 血液センターの赤血球製剤等の在庫水準を把握し、在庫量が不足する場合又は不足が予測される場合には、国及び日本赤十字社の対応マニュアルに基づき所要の対策を講じます。
- 実施にあたっては市町村等関係機関との連携を図ります。

### (3) 災害時等における献血の確保

- 「埼玉県地域防災計画」における救急救助・医療救護計画により、被災後直ちに血液センター等の被災状況を調査しその機能の保持に努めるとともに、状況に応じて血液の確保を図るため必要な措置を講じます。

【別紙】

令和3年度市町村献血受付者目標人数

保健所	管轄別	市町村	令和3年度 目標人数	令和2年度 目標人数	令和元年度 受付実績	平成30年度 受付実績	平成29年度 受付実績
合計	100,000	県全体	100,000	100,000	87,098	91,043	94,454
南部	2,336	蕨市	859	879	762	715	864
		戸田市	1,477	1,470	1,382	1,305	1,338
朝霞	7,743	朝霞市	2,417	2,343	2,421	2,314	1,854
		志木市	499	527	473	398	490
		和光市	1,128	1,094	1,039	1,055	981
		新座市	1,159	1,168	1,190	1,034	935
		富士見市	613	580	578	514	579
		ふじみ野市	1,336	1,307	1,197	1,176	1,268
		三芳町	591	523	593	524	495
		春日部	3,446	春日部市	3,252	3,393	2,749
		松伏町	194	190	153	201	175
草加	4,663	草加市	2,546	2,765	1,897	2,339	2,703
		八潮市	676	720	550	601	691
		三郷市	1,130	1,041	1,162	971	947
		吉川市	311	324	270	242	337
鴻巣	7,274	鴻巣市	1,592	1,613	1,345	1,484	1,512
		上尾市	2,642	2,795	2,332	2,271	2,600
		桶川市	737	725	621	691	697
		北本市	368	419	300	293	411
		伊奈町	1,935	2,075	1,483	1,863	1,930
東松山	5,365	東松山市	1,991	2,121	1,677	1,909	1,841
		滑川町	671	691	570	601	657
		嵐山町	655	650	666	560	560
		小川町	603	608	503	601	539
		川島町	716	712	601	686	666
		吉見町	527	527	465	519	453
		ときがわ町	139	127	136	127	115
		東秩父村	63	62	60	54	57

保健所	管轄別	市町村	令和3年度 目標人数	令和2年度 目標人数	令和元年度 受付実績	平成30年度 受付実績	平成29年度 受付実績
坂戸	3,327	坂戸市	1,188	1,200	1,173	991	1,073
		鶴ヶ島市	937	982	759	880	916
		毛呂山町	739	743	615	687	712
		越生町	252	278	259	215	213
		鳩山町	211	207	179	199	197
狭山	11,206	所沢市	2,007	2,022	1,797	1,935	1,740
		飯能市	2,194	1,690	2,840	1,713	1,428
		狭山市	2,766	2,904	2,362	2,631	2,546
		入間市	2,154	2,455	1,447	2,220	2,204
		日高市	2,085	2,004	1,909	1,842	1,933
加須	7,641	行田市	1,400	1,328	1,317	1,393	1,106
		加須市	2,719	2,652	2,235	2,593	2,583
		羽生市	3,522	3,402	3,154	3,025	3,421
幸手	5,770	久喜市	2,205	2,348	2,193	1,793	2,025
		蓮田市	1,007	1,026	859	881	1,006
		幸手市	1,130	1,154	1,019	980	1,080
		白岡市	407	429	274	411	424
		宮代町	384	367	404	332	311
		杉戸町	637	698	569	556	612
熊谷	7,561	熊谷市	3,735	3,728	3,305	3,197	3,680
		深谷市	3,092	3,217	2,524	2,809	3,097
		寄居町	734	735	615	709	677
本庄	4,268	本庄市	2,566	2,535	2,226	2,432	2,336
		美里町	375	363	347	345	331
		神川町	389	392	351	346	364
		上里町	938	915	848	865	845
秩父	2,957	秩父市	2,119	2,068	1,899	1,908	1,970
		横瀬町	131	144	122	125	110
		長瀨町	147	161	120	143	137
		皆野町	172	179	143	139	187
		小鹿野町	388	382	353	362	342



保健所	管轄別	市町村	令和3年度 目標人数	令和2年度 目標人数	令和元年度 受付実績	平成30年度 受付実績	平成29年度 受付実績
さいたま市	17,495	さいたま市	17,495	16,839	13,973	16,472	17,245
川越市	3,744	川越市	3,744	3,755	3,211	3,520	3,476
越谷市	1,699	越谷市	1,699	1,615	1,564	1,361	1,705
川口市	3,505	川口市	3,505	3,634	2,958	3,084	3,513

# 埼玉県献血推進対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の方針に基づき、県、市町村、日本赤十字社埼玉県支部（以下「日赤支部」という。）並びに埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター日高事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所（以下「血液センター」という。）が、緊密な協力体制のもとに、全ての血液製剤を献血により確保することを目的とする。

(献血思想の普及)

第2条 県、市町村、日赤支部及び血液センターは、県内の機関、団体及び県民に対し、献血が相互扶助の精神のもとに、善意無償の血液を提供する行為であり、かつ、県民の医療の確保と福祉の増進に欠くことのできないものであることの理解を得るよう普及徹底に努めるものとする。

(県)

第3条 県は、献血制度の適正な運営の確保を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血推進のための施策の策定
  - (2) 献血推進協議会の開催
  - (3) 献血計画の策定及び推進
  - (4) 献血思想の普及
  - (5) 「愛の血液助け合いの集い」の開催及び献血功労団体等の顕彰
  - (6) 市町村等の献血組織の育成指導
  - (7) 献血受け入れ体制の整備
  - (8) 血液センターの育成指導
  - (9) 献血に関する情報の収集
  - (10) 関係機関との献血推進に関する連絡調整
  - (11) その他献血の推進に関し必要と認める事項
- 2 保健所は、管内の市町村及び関係機関等と緊密に連携して献血制度の推進を図るため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 献血推進連絡会議の開催
  - (2) 献血思想の普及を図るための広報資料の作成配布
  - (3) 新規献血団体の開拓
  - (4) 管内市町村、関係機関等との献血推進に関する連絡調整
  - (5) 管内市町村等の献血組織の育成指導
  - (6) 献血に関する相談指導
  - (7) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(市町村)

第4条 市町村は、地域の住民、団体等に対し、献血思想の普及と献血者の確保に努めるものとする。

(日赤支部)

第5条 日赤支部は、献血制度の円滑な推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血グループ組織等の育成
- (3) 献血受け入れ体制の整備
- (4) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(血液センター)

第6条 血液センターは、県内における血液製剤の需要に関して、常に県、市町村、日赤支部及びその他の関係機関等と緊密に連携して、献血の受け入れ及び供給に万全を期するものとし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血計画に関する基礎資料の作成
- (2) 年間計画採血予定表の作成
- (3) 献血の受け入れ、血液製剤の製造及び供給
- (4) 血液製剤の需給調整
- (5) 血液に関する資料の作成、提供
- (6) 血液製剤に関する調査、研究
- (7) 献血に関する相談指導
- (8) 献血者登録制度の推進
- (9) 献血に関する諸報告の作成
- (10) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、献血の推進に関し必要な事項は、第1条の関係機関が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 埼玉県献血推進協議会要綱

(設置)

第1条 献血の普及啓発並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、埼玉県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから保健医療部長が選任した者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

- (1)学識経験者
- (2)関係団体の代表者
- (3)関係行政機関の職員
- (4)その他相当と認められる者

2 協議会に、副会長若干人を置く。

(会長及び副会長)

第3条 会長及び副会長は委員の互選によることとする。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がその職務を代理する。

(幹事)

第4条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、会長が選任し協議会の事務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の所掌事務)

第6条 委員は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2)献血の普及啓発に関すること。
- (3)献血組織の育成に関すること。
- (4)輸血用血液製剤等の需給に関すること。
- (5)その他献血制度の推進に関すること。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し主宰する。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる関係者が代理に出席することができる。

(部会)

第8条 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて特定の事項ごとに部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会議を主宰し、会務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、埼玉県保健医療部薬務課に置く。
- 3 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附則

この要綱は、昭和39年12月1日から施行する。

- 一部改正 昭和45年2月25日
- 一部改正 昭和55年2月15日
- 一部改正 昭和58年2月9日
- 一部改正 平成2年12月12日
- 一部改正 平成10年4月13日
- 一部改正 平成13年3月29日
- 一部改正 平成14年10月16日
- 一部改正 平成17年4月1日
- 一部改正 平成21年9月1日
- 一部改正 平成22年9月27日

## 県内の献血ルーム

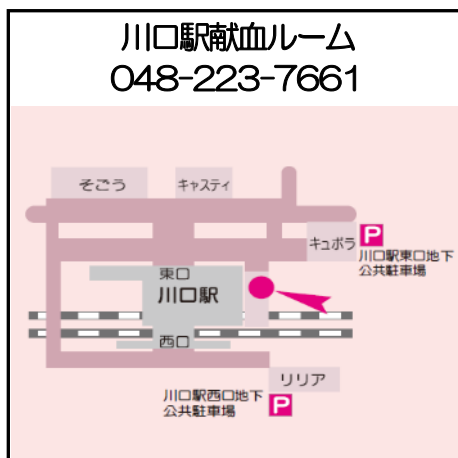
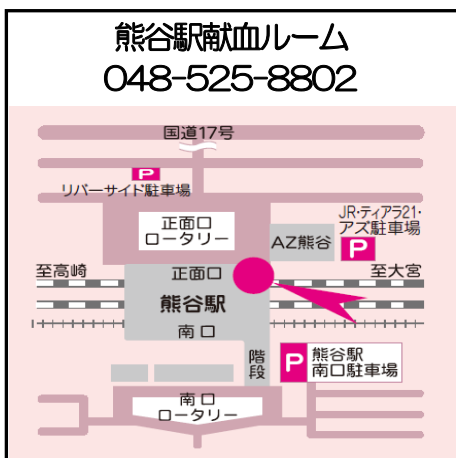
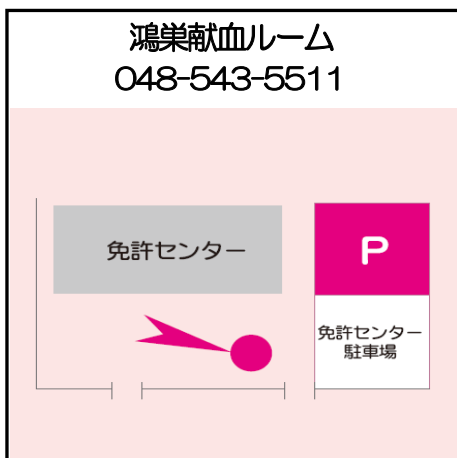
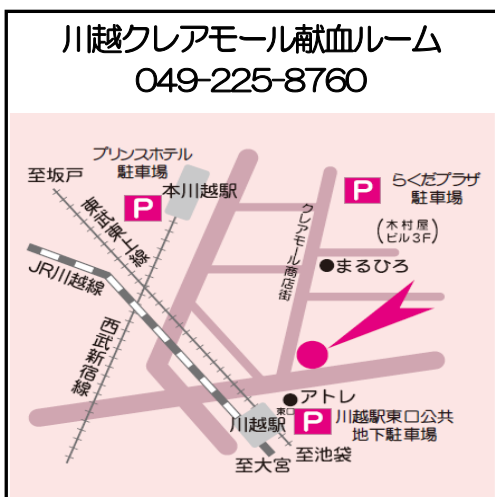
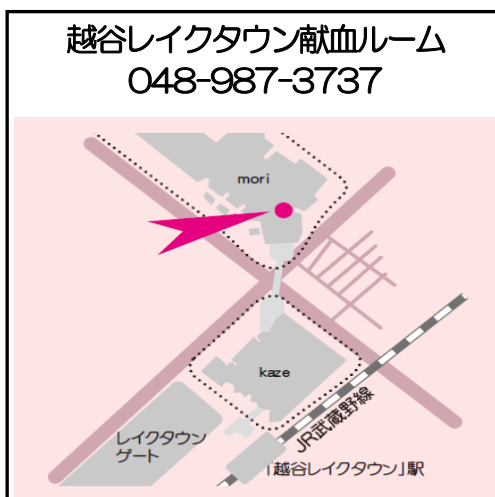
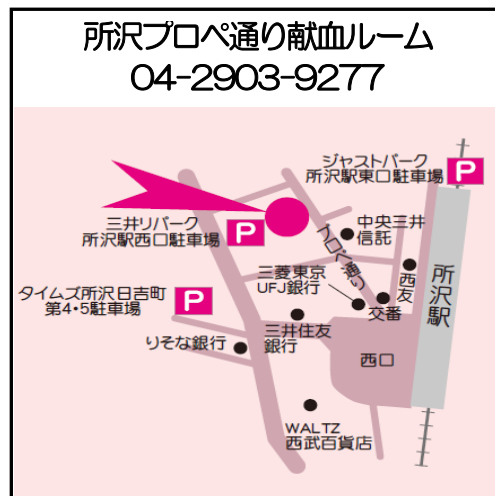
名称	所在地及び電話番号	受付時間		休業日
		全血献血	成分献血	
大宮献血ルーム ウエスト	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 2-4-1 DOM PARTⅢ 5、6階 電話 048-658-5757	9時45分から 18時30分	9時45分から 17時	年末年始(臨時開所あり)
所沢プロペ通り 献血ルーム	〒359-1123 所沢市日吉町 10-19 Tokorozawa ex 2階 電話 04-2903-9277	9時45分から 13時、 14時から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始(臨時開所あり)
越谷レイクタウン 献血ルーム	〒343-0828 越谷市レイクタウン 3-1-1 イオンレイクタウン mori 1階 電話 048-987-3737	9時45分から 17時30分	9時45分から 16時30分	年末年始(臨時開所あり)
川越クレアモール 献血ルーム	〒350-1122 川越市脇田町 4-2 ドン・キホーテ 川越東口店 4階 電話 049-225-8760	9時45分から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始(臨時開所あり) 及びビル休館日
鴻巣献血ルーム	〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 埼玉県運転免許センター内 電話 048-543-5511	8時45分から 13時、 14時から 16時30分	/	土曜・祝日及び年末年始
熊谷駅献血ルーム	〒360-0037 熊谷市筑波 2-112 JR 熊谷駅構内 電話 048-525-8802	9時45分から 13時、 14時から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	木曜日(祝日は開所)及び 年末年始(臨時開所あり)
川口駅献血ルーム	〒332-0017 川口市栄町 3-1-24 川口駅東口ビル3階 電話 048-223-7661	9時45分から 13時、 14時から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始(臨時開所あり)

※令和3年10月1日現在

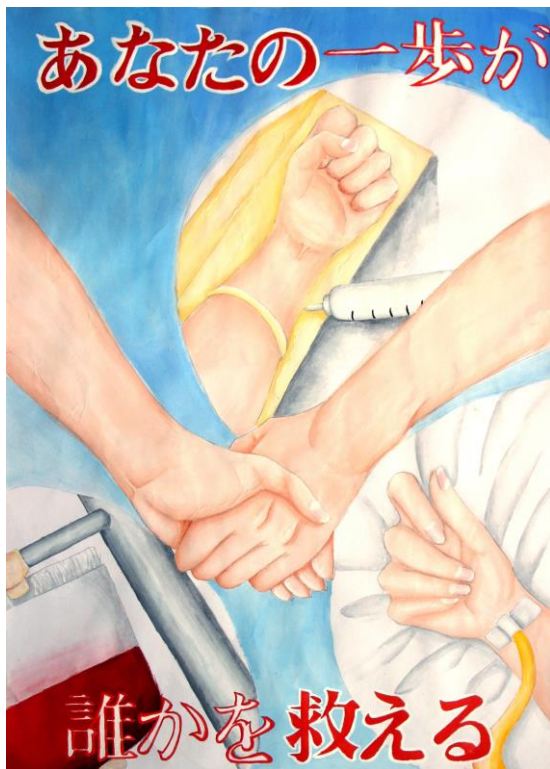


※ ルーム情報はこちらからもご覧いただけます。  
([https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/saitama/place/m1\\_01\\_00\\_index.html](https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/saitama/place/m1_01_00_index.html))

# 県内献血ルームの地図



※令和3年10月1日現在



献血推進ポスターコンクール  
令和2年度の応募状況等

応募総数：198  
(応募中学校数：38)

【入選区分】

埼玉県知事最優秀賞：1  
埼玉県知事優秀賞：3  
埼玉県保健医療部長賞：30  
埼玉県赤十字血液センター所長賞：51

令和2年度献血推進ポスターコンクール 埼玉県知事賞優秀賞受賞作品



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

## 令和2年度 埼玉県の血液事業

令和3年10月発行

編集・発行 埼玉県保健医療部薬務課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1